

オーストラリア

意匠法

2013年法律No.13まで改正された2013年4月15日施行の2003年法律No.147

目次

第1章 序章

第1部 序

第1条 簡略名称

第2条 施行

第3条 本法は政府を拘束する

第4条 本法の適用

第2部 解釈

第5条 定義

第5A条 条約国の意味

第6条 製品の定義

第7条 視覚的特徴の定義

第8条 本法における意匠への言及

第2章 意匠権、所有権及び登録可能な意匠

第1部 第2章の簡単な概略

第9条 簡単な概略

第2部 意匠権

第10条 登録所有者の排他権

第11条 意匠における権利の譲渡

第12条 登録意匠を処分する登録所有者の権限

第3部 意匠の所有権

第13条 何人が意匠の登録所有者として登録される権原を有するか

第14条 登録意匠の所有権

第4部 登録可能な意匠：有効性

第1節 登録可能な意匠

第15条 登録可能な意匠

第16条 全体的な印象において同一の又は実質的に類似する意匠

第17条 一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

第18条 一定の意匠は新規性及び識別性を有さないものとして取り扱ってはならない

第2節 全体的な印象における実質的類似性

第19条 全体的な印象における実質的類似性を評価するに際し考慮すべき要因

第3章 意匠出願

第1部 第3章の簡単な概略

第20条 簡単な概略

第2部 意匠出願

第1節 出願

第21条 意匠出願をすることができる者

第22条 意匠出願は2以上の意匠に関して行うことができる

第23条 除外意匠を対象とする意匠出願

第2節 登録官は意匠出願をどのように扱わなければならないか

第24条 最低出願要件を満たす意匠出願

第25条 出願受領の公告

第3節 出願日及び優先日

第26条 出願日

第27条 優先日

第3部 意匠出願の補正又は取下

第28条 意匠出願の補正

第29条 出願人の間での紛争

第30条 その者の名義で意匠出願の進行を要求することができる者

第31条 補正された出願の一定の明細の公告

第32条 意匠及び意匠出願の取下

第4部 意匠出願の失効

第33条 意匠出願の失効

第4章 意匠の登録又は公告

第1部 第4章の簡単な概略

第34条 簡単な概略

第2部 登録又は公告の請求

- 第35条 登録又は公告の請求
- 第36条 登録又は公告の請求－2以上の意匠に関する出願
- 第37条 2以上の意匠に関する出願から除外された意匠に関する請求
- 第38条 登録請求から公告請求への差替

第3部 登録

- 第1節 方式点検
 - 第39条 方式点検－1の意匠のみに関する出願
 - 第40条 方式点検－2以上の意匠に関する出願
 - 第41条 登録官は不備を訂正する機会を出願人に与えなければならない
 - 第42条 第41条に基づき登録官が通知を出した後に生じること
 - 第43条 登録官は一定の意匠の登録を拒絶しなければならない
 - 第44条 登録官は拒絶後に一定の意匠を登録しなければならない

第2節 登録手続

- 第45条 登録官は出願人に登録を通知し、公告しなければならない

- 第3節 登録期間
 - 第46条 登録期間
 - 第47条 登録の更新
 - 第48条 登録の停止
 - 第49条 登録の放棄
 - 第50条 放棄に基づく登録の取消

- 第4節 権原者に関する理由に基づく取消
 - 第51条 権原者に関する理由に基づく登録の取消
 - 第52条 申請に関連する手続
 - 第53条 裁判所の訴訟において権原者と宣言された者による申請
 - 第54条 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請
 - 第55条 権原者であると宣言された者によって出願がされた場合における意匠の優先日
 - 第56条 原登録所有者の意味

- 第4部 公告
 - 第57条 意匠の公告
 - 第58条 第57条に基づく通知を登録官が出した後に生じること
 - 第59条 公告の拒絶

- 第5部 公衆の閲覧が可能な一定の書類
 - 第60条 登録意匠のための意匠出願及び公衆の閲覧に供される関連書類
 - 第61条 一定の書類については公告が認められない

第5章 意匠審査

第1部 第5章の簡単な概略

第62条 簡単な概略

第2部 審査請求

第63条 意匠審査

第64条 意匠審査請求の要件

第3部 審査

第65条 登録官が意匠を審査するに際し行わなければならないこと

第66条 登録の補正

第67条 登録が有効である場合の審査証明書

第68条 審査後の登録取消

第4部 資料は登録官に提供することができる

第69条 一定の資料は登録官に提供することができる

第6章 侵害

第1部 第6章の簡単な概略

第70条 簡単な概略

第2部 登録意匠の侵害

第71条 意匠の侵害

第72条 一定の修理は登録意匠を侵害しない

第73条 侵害訴訟

第74条 反訴

第75条 侵害に対する救済方法

第76条 登録官の参加

第3部 不当な脅迫に対する救済

第77条 不当な脅迫に対する救済を求める申請

第78条 裁判所の救済認可権限

第79条 反訴

第80条 登録の單なる通知は脅迫でない

第81条 弁護士、登録特許弁護士及び登録商標弁護士

第7章 裁判所の管轄権及び権限

第1部 第7章の簡単な概略

第82条 簡単な概略

第2部 管轄権

第83条 連邦裁判所の管轄権

第83A条 連邦巡回控訴裁判所の管轄

第84条 その他の所定の裁判所の管轄権

第85条 管轄権の行使

第86条 手続等の移送

第87条 上訴

第88条 上訴の審理における連邦裁判所及び連邦巡回控訴裁判所の権限

第89条 登録官は上訴の審理に出頭することができる

第3部 強制ライセンス及び登録の取消

第90条 何人も強制ライセンスを求めて裁判所に申請することができる

第91条 強制ライセンスの条件

第92条 強制ライセンス付与後の登録の取消

第4部 その他の状況での裁判所による登録の取消

第93条 その他の状況での登録の取消

第8章 政府

第1部 第8章の簡単な概略

第94条 簡単な概略

第2部 政府による使用

第95条 用語の意味

第96条 連邦又は州による意匠の使用

第97条 出願人、権原者及び登録所有者は使用を通知される

第98条 使用条件

第99条 先の合意は効力を失う

第100条 侵害

第101条 裁判所による宣言

第102条 裁判所の命令に基づき意匠の使用を停止すること

第103条 製品の販売

第104条 没収製品

第105条 連邦による外国への製品供給

第3部 政府による取得及び政府への譲渡

第106条 連邦による意匠の取得

第 107 条 連邦への意匠の譲渡

第 4 部 禁止命令

第 108 条 意匠情報の公表禁止

第 109 条 意匠情報の公表

第 9 章 登録簿

第 110 条 簡単な概略

第 111 条 登録官は登録簿を保管しなければならない

第 112 条 登録簿はコンピュータによって調製することができる

第 113 条 登録簿の閲覧

第 114 条 所有権の変更を記録するための登録簿の補正

第 115 条 一定の決定を実施するためになされる登録簿の補正

第 116 条 登録証の再交付

第 117 条 信託についての登録簿への記入は認められない

第 118 条 証拠規定

第 119 条 登録されていない権利の認容性

第 120 条 登録簿の更正

第 10 章 運営

第 121 条 簡単な概略

第 122 条 登録官

第 123 条 副登録官

第 124 条 登録官による委任

第 125 条 意匠局

第 126 条 意匠局の印章

第 127 条 登録官の権限

第 128 条 費用の回収

第 11 章 雜則

第 1 部 第 11 章の簡単な概略

第 129 条 簡単な概略

第 2 部 手数料

第 130 条 手数料

第 3 部 違法行為

第 131 条 登録簿における虚偽の記入

第 132 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表明

第 133 条 意匠局に関する虚偽の表示

第 134 条 登録官の要件に従わないこと

第 135 条 公務員は意匠についての取引等をしてはならない

第 4 部 登録官の決定の再審理

第 136 条 行政不服審判所による再審理

第 4A 部 行為遂行のために規定された期間の終了後の行為遂行

第 136A 条 行為遂行のために規定された期間の終了後の意匠局の就業再開時の行為遂行

第 5 部 期間延長

第 137 条 期間延長

第 138 条 延長の結果

第 139 条 第三者の保護

第 140 条 侵害訴訟

第 6 部 その他

第 141 条 代理人の権限

第 142 条 登録特許弁護士及び登録商標弁護士の先取特権の権利

第 143 条 登録の取消は裁判所の決定及び取消以前の契約に基づいてなされた事柄に影響を与えない

第 144 条 書類の提出

第 145 条 書類の送達

第 146 条 出願決定前の出願人の死亡

第 147 条 意匠登録後のある者の死亡

第 148 条 登録官による裁量権の行使

第 149 条 規則

第 12 章 廃止、経過及び留保規定

第 1 部 1906 年意匠法の廃止

第 150 条 廃止

第 2 部 経過及び留保規定

第 151 条 一定の意匠に対する本法の適用

第 152 条 一定の意匠の登録期間

第 153 条 施行日前になされた出願

第 154 条 その他の出願及び手続

第 155 条 係属中の手続

第 156 条 旧法に基づく侵害

第 157 条 登録官及び副登録官

第 158 条 登録簿

第159条 経過出願の変更

第160条 変更された出願の効力

第160A条 旧法第40A条(6)に基づく承認

第161条 定義

終記(省略)

第1章 序章

第1部 序

第1条 簡略名称

本法は、2003年意匠法として引用することができる。

第2条 施行

(1) 表の第1欄に明記する本法の各規定は、表の第2欄に明記する日又は時に施行する、又は施行したとみなされる。

施行に関する情報		
第1欄 規定	第2欄 施行	第3欄 日付／詳細
1. 第1条及び第2条、並びに本表の他の場所に記載されていない本法中の事項	本法が国王の裁可を受けた日	2003年12月17日
2. 第3条から第161条まで	(3)に従うことを条件として、布告により定める单一の日	2004年6月17日

[注：本表は、当初国会を通過し、裁可された本法の規定にのみ関連する。本表は、裁可後に本法に挿入された規定を扱うように拡大されるものではない。]

(2) 表の第3欄は、本法を構成しない追加情報のためである。この情報は、本法の公示版に含めることができる。

(3) 表の項目2に含まれる規定が、本法が国王の裁可を受けた日から起算して6月の期間内に施行しない場合は、当該期間の末日の翌日に施行する。

第3条 本法は政府を拘束する

(1) 本法は、連邦、各州、オーストラリア首都特別地域、北部準州及びノーザンテリトリーの権原において政府を拘束する。

(2) 本法の如何なる規定によっても、政府が違法行為を理由として訴追されることにはならない。

第4条 本法の適用

本法の効力は、次の範囲にまで及ぶ。

- (a) 各外部領域、
- (b) 大陸棚、
- (c) 大陸棚上の水域、及び
- (d) オーストラリア、各外部領域及び大陸棚上の空域

第2部 解釈

第5条 定義

本法においては、別異の意味が明らかでない限り、

「序」は、1999年公務員法における場合と同じ意味を有する。

「美術的著作物」は、1968年著作権法における場合と同じ意味を有する。

「オーストラリア」は、各外部領域を含む。

「当局」とは、連邦、州又は領域に関連して、連邦、州又は領域の法律により又は法律に基づいて公共の目的のために設立された機関をいう。

「審査証明書」とは、第5章に基づいて交付される登録意匠の審査の証明書をいう。

「連邦」は、連邦当局を含む。

「複合製品」とは、製品の分解及び再組立を可能にする、少なくとも2の代替可能な構成部分からなる製品をいう。

「大陸棚」とは、1973年海洋及び海中土地法に規定される、オーストラリアの大陸棚をいう。

「条約国」とは、第5A条に付与される意味を有する。

「副登録官」とは、第123条に基づき任命される副登録官をいう。

「意匠」とは、製品に関連して、その製品の1又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観をいう。

[注：第8条も参照]

「意匠出願」とは、第21条に基づいて提出される出願をいう。

「意匠局」とは、第125条によって設けられた意匠局をいう。

「職員」とは、登録官又は副登録官以外の者であって、次の者をいう。

(a) 1999年公務員法に基づいて従事し、意匠局において雇用されている者、又は

(b) 意匠局において、連邦の代理又は代表としての職務に携わっている者以外の者

「権原者」とは、意匠に関連して、第13条に基づいて意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有する者をいう。

「審査」とは、意匠に関連して、第65条に基づく意匠の審査をいう。

「連邦巡回控訴裁判所」とは、オーストラリアにおける連邦巡回控訴裁判所をいう。

「連邦裁判所」とは、オーストラリアにおける連邦裁判所をいう。

「提出する」とは、意匠局に提出することをいう。

[注：第144条は、提出を扱う。]

「出願日」とは、第26条によって付与される意味を有する。

「長」とは、条約国の意匠局に関連して、当該意匠局の職務上の長(名称を問わない)をいう。

「侵害訴訟」とは、登録意匠の侵害についての訴訟又は手続をいう。

「原出願」とは、第23条によって付与される意味を有する。

死亡者に関する「法律上の人格代表者」とは、オーストラリア又は外国において、次の何れかが付与された者をいう。

(a) 死亡者の遺言検認書、又は

(b) 死亡者の遺産についての管理状、又は

(c) その他これに類した証書

「弁護士」とは、オーストラリア連邦最高裁判所又は州若しくは領域の最高裁判所の法廷弁護士又は事務弁護士をいう。

「ロカルノ協定」とは、意匠の国際分類を制定するための協定で、1968年10月8日にロカルノで調印されたものをいう。

「最低出願要件」とは、第21条によって付与される意味を有する。

「PPSA 約定担保権(人的財産担保権法約定担保権の略称)」とは、2009 年人的財産担保権法の意味内での約定担保権をいい、かつ、同法は、同法の意味内での経過的約定担保権以外の約定担保権に適用される。

[注 1：2009 年人的財産担保権法は、人的財産における一定の約定担保権に適用される。同法の次の規定を参照のこと。]

- (a) 第 8 条(本法律が適用されない担保権)
- (b) 第 12 条(「約定担保権」の意味)
- (c) 第 9 章(経過規定)

[注 2：「経過的約定担保権」の意味については、2009 年人的財産担保権法の第 308 条参照]
「所定の裁判所」とは、次をいう。

- (a) オーストラリア連邦裁判所
- (aa) オーストラリア連邦巡回控訴裁判所
- (b) 各州の最高裁判所
- (c) オーストラリア首都特別地域の最高裁判所
- (d) オーストラリア北部準州の最高裁判所
- (e) ノーザンテリトリーの最高裁判所

「先行技術基準」は、第 15 条によって付与される意味を有する。

意匠に関する、「優先日」とは、第 27 条に基づく意匠の優先日をいう。

「製品」は、第 6 条によって付与される意味を有する。

「登録簿」とは、第 111 条に記載する意匠登録簿をいう。

「登録済み」とは、本法に基づいて登録されたことをいう。

ある時点において、「登録意匠」とは、その時点で登録されている意匠をいう。

「登録所有者」は、第 14 条によって付与される意味を有する。

「登録特許弁護士」は、1990 年特許法における場合と同じ意味を有する。

「登録商標弁護士」は、1995 年商標法における場合と同じ意味を有する。

「登録可能な意匠」は、第 15 条によって付与される意味を有する。

「登録官」とは、本法に基づき在職する意匠登録官をいう。

第 5 章に基づく意匠の審査に関する、「関連当事者」とは、次の者をいう。

- (a) 意匠の登録所有者、及び
- (b) 審査を請求した者、及び
- (c) 意匠に利害関係を有するとして登録簿に記入されている者

登録意匠に関する、「関連手続」とは、次の裁判所手続をいう。

- (a) 登録意匠の侵害に関するもの、又は
- (b) 意匠登録の取消に関するもの、又は
- (c) 意匠登録の有効性について争うもの

「表示」とは、意匠を組み込んだ製品の図面、透写図若しくは見本、又は当該の図面、透写図若しくは見本の写真をいう。

「州」は、州当局を含む。

「登録期間」とは、第 46 条によって付与される意味を有する。

「領域」とは、領域当局を含む。

「視覚的特徴」とは、第 7 条によって付与される意味を有する。

第5A条 条約国の意味

(1) 本邦では

条約国とは、規則で定められた外国の国又は地域をいう。

(2) 2003年法第14条2項に係わらず、本条を目的として作成された規則は、変更の有無に係わらず、施行された又は現在適用されている他の法的文書や書類に含まれる事項を適用、採択又は組み込むことにより、隨時規定することができる。

第6条 製品の定義

(1) 本法の適用上、機械で製造された又は手製の物が製品である(ただし、(2), (3)及び(4)を参照)。

(2) 複合製品の構成部分は、製品とは別に製造された場合は、本法の適用上、製品とすることができる。

(3) 1又は2以上の不定寸法を有する物は、次の1又は2以上が当該の物に適用される場合にのみ、本法の適用上、製品である。

(a) ある不定寸法の切断面が固定されている又は規則的な模様に従って変化している場合

(b) 全ての寸法が比例を維持する場合

(c) 切断面の形状が、当該形状の寸法がある比率又は比率の連続に従って変化するか否かに拘らず、終始同じ状態を維持する場合

(d) それ自体繰り返す模様又は装飾を有する場合

(4) 組み立てられると特定の製品となるキットは、当該製品とみなされる。

第7条 視覚的特徴の定義

(1) 本法において、

製品に関連して、「視覚的特徴」は、当該製品の形状、形態、模様及び装飾を含む。

(2) 視覚的特徴は、機能的な目的を果たすことができるが、果たす必要はない。

(3) 次のものは、製品の視覚的特徴ではない。

(a) 製品の感触

(b) 製品に使用されている材料

(c) 1又は2以上の不定寸法を有する製品の場合は、

(i) 不定寸法、及び

(ii) それ自体繰り返す模様を有する製品の場合—当該模様の2以上の繰り返し

第8条 本法における意匠への言及

本法において、意匠への言及は、製品に関連する意匠への言及である。

第2章 意匠権、所有権及び登録可能な意匠

第1部 第2章の簡単な概略

第9条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

この章は、意匠権に関する事項を記載する。

第2部は、登録意匠の登録所有者の排他権を明記する。

第3部は、次の者を明記する。

(a) 未登録意匠の所有者として登録される権原を有する者、及び

(b) 登録意匠の登録所有者である者

第4部は、「登録可能な意匠」、「新規性」、「識別性」及び「実質的類似性」という主要概念を定義する。これらの概念は、次の理由で重要である。

(a) 第5章に基づく意匠の審査に際して、登録官が、先行技術基準と比較したときにそれが新規性及び識別性を有するか否かを決定しなければならないため、また

(b) 第6章に基づいてある者が登録意匠を侵害したか否かを決定するに際し、裁判所が、侵害していると申し立てられた意匠は、登録意匠と全体的な印象において実質的に類似しているか否かを検討しなければならないため

第2部 意匠権

第10条 登録所有者の排他権

(1) 登録意匠の登録所有者は、意匠登録期間を通じて、次の排他権を有する。

(a) それに関連して意匠が登録されている、意匠を具現する製品を製造すること又は製造を申し出ること、及び

(b) 当該製品を販売のため又は取引若しくは事業目的の使用のためにオーストラリアに輸入すること、及び

(c) 当該製品を販売し、賃貸し若しくは別途処分し、又は販売、賃貸若しくは別途処分を申し出ること、及び

(d) 取引又は事業の目的で、何らかの方法により当該製品を使用すること、及び

(e) (c)又は(d)に記載される事柄を行う目的で、当該製品を保持すること、及び

(f) 別の者が、(a), (b), (c), (d)又は(e)に記載される事柄の何れかを行うことを認容すること

(2) (1)に記載される排他権は人的財産であり、譲渡及び遺言又は法の作用によって承継することができる。

(3) 本条は、本法に従うものとする。

第11条 意匠における権利の譲渡

(1) 登録意匠の登録所有者は、意匠における登録所有者の権利の全部又は一部を書面により譲渡することができる。

(2) (1)に基づく譲渡は、譲渡人及び譲受人によって又はその代理人によって署名されなければ

ばならない。

(3) (1)に基づく譲渡は、特定の場所について行うことができる。

[注：第114条は、意匠における権利の譲渡を記録するための登録簿への補正を扱う。]

第12条 登録意匠を処分する登録所有者の権限

(1) 登録意匠の登録所有者は、別の者に付与されたものとして登録簿に表示されている権利に従うことを条件として、その絶対的所有者として、意匠における登録所有者の権利を処分し、かつ、そのような処分に係わる約因について誠実に履行することができる。

(2) ただし、(1)は、善意の有償購入者として以外の方法で、また登録所有者の側の何らかの詐欺行為を知らずに、登録意匠の登録所有者と取引する者を保護しない。

(2A) (1)にも拘らず、PPSA 約定担保権である権利の登録簿への記録は、登録意匠における権利の扱いに影響を与えない。

(3) 登録意匠に関する衡平法の原則は、善意の有償購入者の権利を阻害しないことを条件に、登録所有者に対して執行することができる。

(4) (3)は、PPSA 約定担保権である衡平法上の権利に関して適用しない。

[注：2009年人的財産担保権法は、PPSA 約定担保権に従う人の財産（意匠のような知的所有権を含む）の購買者の権利を扱う。同法は、PPSA 約定担保権の優先性及び執行も規定する。同法の次の規定を参照のこと。]

(a) 第2.5部（約定担保権のない人的財産の取得）

(b) 第2.6部（約定担保権間の優先性）

(c) 第4章（約定担保権の執行）]

第3部 意匠の所有権

第13条 何人が意匠の登録所有者として登録される権原を有するか

(1) 次の者は、未登録意匠の登録所有者として、登録簿に記入される権原を有する。

(a) 意匠を創作した者（「意匠創作者」）

(b) 意匠創作者が別の者による雇用の過程で又は当該別の者との契約に基づいて、意匠を創作した場合－意匠創作者と当該別の者が別段の合意をしない限り、当該別の者

(c) (a)又は(b)に記載された者から、又は遺言若しくは法の作用による承継によって、意匠に対する権原を取得する者

(d) 意匠が登録された場合に、自己に譲渡された意匠における排他権を有する権原がある者

(e) (a), (b), (c)又は(d)に記載される死亡者の法律上の人格代表者

(2) (1)に拘らず、次の場合は、何人も未登録意匠の登録所有者として、登録簿に記入される権原を有さない。

(a) 当該人が、意匠における自己の権利の全てを別の者に譲渡した場合、又は

(b) 意匠における当該人の権利が、法の作用によって別の者に移譲された場合

(3) 疑義を避けるために、

(a) 2以上の者は、意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有することができ、また

(b) 別異の意思が明らかでない限り、本法における登録意匠の登録所有者への言及は、意匠

の各登録所有者への言及である。

(4) (1)(a), (b), (c), (d)又は(e)に記載される者以外の何人も、未登録意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有さない。

第14条 登録意匠の所有権

(1) ある特定の時点における登録意匠の登録所有者とは、次の者である。

(a) その時点でその意匠の登録所有者として登録簿に記入されている者、又は

(b) その時点で2以上の当該人がいる場合—各々の者

(2) 2以上の登録意匠の登録所有者がいる場合は、

(a) その各々の者が、当該意匠における排他権における均等かつ未分割の持分を与えられ、また

(b) (c)に従うことを条件として、各登録所有者は、相手方に説明することなく、登録所有者自身の利益のために、その意匠における排他権行使する権原を有し、また

(c) 登録所有者の何れも、他の者の同意なく、その意匠における排他権行使するライセンスを付与し、又はその意匠における権利を譲渡することはできない。

(3) 登録意匠を具現する製品が、2以上の意匠の登録所有者のうちの何れかによって販売された場合は、購入者及び購入者を通じて権利主張する者は、全ての登録所有者によって販売されたものとして、製品を扱うことができる。

(4) (2)は、登録意匠の登録所有者間の別段の合意があれば、これに従うことを条件とする。

第4部 登録可能な意匠：有効性

第1節 登録可能な意匠

第15条 登録可能な意匠

(1) 意匠が、その意匠に対する先行技術基準であって、その意匠の優先日前に存在したものと比較して、新規性及び識別性を有する場合は、その意匠は、「登録可能な意匠」である。

(2) 意匠（「指定意匠」）に対する「先行技術基準」は、次のもので構成される。

(a) オーストラリアで公に使用される意匠、及び

(b) オーストラリア国内又は国外において、文献に公表された意匠、及び

(c) それに関連して、次の各基準が満たされている意匠

(i) その意匠が、意匠出願において開示されていること

(ii) その意匠が、指定意匠よりも先の優先日を有すること

(iii) その意匠を開示する文献が第60条に基づいて最初に公衆の閲覧に供されたのが指定意匠の優先日以後であること

[注：「文献」については、1901年法律解釈法第2B条を参照]

第16条 全体的な印象において同一の又は実質的に類似する意匠

(1) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と同一でない限り、新規性を有する。

(2) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と、全体的な印象において

て実質的に類似しない限り、識別性を有する(第19条を参照)。

(3) 第15条(2)(c)に従うことを条件として、意匠の新規性又は識別性は、当該意匠の優先日以後のオーストラリアにおける意匠の単なる公開若しくは公共の使用、又は同一の若しくは後の優先日を有する別の意匠の登録によって影響されるものではない。

第17条 一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

(1) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。

(a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者の同意を得て、規則が定める状況において行われる意匠の公開又は使用、及び

(b) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者から意匠を派生させた又は取得した別の者が、意匠の登録所有者の同意なしに行う意匠の公開又は使用

ただし、当該意匠に関する意匠出願が所定の期間内に行われる場合に限る。

(2) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。

(a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者により又はその同意を得て、次の何れかの者(その他の者又は機関は除く)に与えられた情報

(i) 政府、州又は領域

(ii) 当該意匠を調査することを政府、州又は領域によって認容された者、及び

(b) (a)(ii)に記載された調査の目的で行われる事柄

第18条 一定の意匠は新規性及び識別性を有さないものとして取り扱ってはならない

(1) 本条は、次の場合に適用する。

(a) ある美術的著作物に関し、1968年著作権法に基づく著作権が存在しており、かつ

(b) 対応する意匠についての登録出願が、当該著作権の所有者により又はその同意を得てされた場合

(2) 当該意匠は、本法の適用上、その美術的著作物について先にされた使用のみを理由として、新規性及び識別性を有さないもの、又は公開されていたものとして、取り扱ってはならない。ただし、その使用が次の場合に該当していたときは、この限りでない。

(a) 先の使用が、その意匠が産業上利用された製品であって、第43条(1)(a)の適用上、規則に指定されているもの以外の製品に係わる販売、賃貸、又は販売若しくは賃貸のための展示からなるか、又はこれを含んでいた場合、及び

(b) 先の使用が、その美術的著作物の著作権所有者により又はその同意を得てなされたものである場合

(3) 本条において、

「産業上利用された」は、1968年著作権法第77条に基づく規則によって付与される意味を有する。

第2節 全体的な印象における実質的類似性

第19条 全体的な印象における実質的類似性を評価するに際し考慮すべき要因

- (1) ある者が、本法により、ある意匠が別の意匠と全体的な印象において実質的に類似しているか否かを決定するよう要求された場合は、当該決定をなす者は、意匠間の差異よりも類似性に重点を置くものとする。
- (2) その者は、次の事項も行わなければならない。
- (a) 意匠に対する先行技術基準の変化状況を考慮すること、及び
 - (b) 意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に新規性及び識別性があるとする陳述書(「新規性及び識別性の陳述書」)を含んでいる場合は、
 - (i) それらの特徴を特に考慮すること、及び
 - (ii) それらの特徴が当該意匠の一部についてのみ関連する場合—当該意匠の当該部分を特に考慮するが、ただし意匠全体としても考慮すること、及び
 - (c) 当該意匠の一部のみが別の意匠と実質的に類似している場合は、意匠全体において、当該部分の量、質及び重要性を考慮すること、及び
 - (d) 意匠創作者の革新の自由度を考慮すること
- (3) 意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に関して、新規性及び識別性の陳述書を含んでいない場合は、その者は、意匠全体の外観を考慮しなければならない。
- (4) (1), (2)及び(3)を適用するにあたり、その者は、意匠が関連する製品又は意匠が関連する製品に類似する製品に精通した者の基準(「精通した使用者の基準」)を適用しなければならない。
- (5) 本条において、ある者への言及は、裁判所への言及を含む。

第3章 意匠出願

第1部 第3章の簡単な概略

第20条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

この章は、意匠出願に関する規定を記載する。

第2部は、何人も1又は2以上の意匠に関する意匠出願をすることができることを規定する。

意匠出願が最低出願要件を満たす場合は、当該意匠出願には出願日が割り当てられ、かつ、出願において開示された各意匠は、「優先日」を取得する。

意匠出願をした者は、第4章に基づいて、所定の期間内に、出願において開示された意匠の全部又は一部の登録又は公告を請求することができる。

第3部は、意匠出願の補正及び取下を扱う。

第4部は、意匠出願の失効を扱う。

第2部 意匠出願

第1節 出願

第21条 意匠出願をすることができる者

(1) 何人も、意匠に関して出願(「意匠出願」)をすることができる。

(2) 意匠出願は、次の要件を満たさなければならない。

(a) 出願において開示された意匠の表示に関する規則が定める要件、及び

(b) 規則が定めるその他の要件

これらは、「最低出願要件」である。

(3) 意匠出願は、2以上の者によっても行うことができる。

(4) 意匠出願は、当該意匠出願において開示された意匠に関する権原者を明記しなければならない。

第22条 意匠出願は2以上の意匠に関して行うことができる

(1) 単一の意匠出願は、次に関して行うことができる。

(a) 1の製品に関する1の意匠、又は

(b) 2以上の製品に関する共通の意匠である1の意匠、又は

(c) 1の製品に関する2以上の意匠、又は

(d) 各製品が同一のロカルノ協定分類に属する場合は、2以上の製品に関する2以上の意匠

(2) 2以上の意匠が意匠出願において開示される場合は、権原者は、各意匠に関する同一でなければならない。

[注：これは、権原者が異なる意匠に関しては、別個の出願を行わなければならないという意味である。]

(3) 疑義を避けるために、2以上の中の製品に関連して共通の意匠である意匠は、各製品に関連する意匠である。

第23条 除外意匠を対象とする意匠出願

(1) 次の場合、すなわち、

(a) 1又は2以上の意匠が、意匠出願(「原出願」)において開示され、かつ

(b) 原出願がされた後、第28条に基づいて、それらの意匠のうちの1又は2以上の意匠(「除外意匠」)を除外するよう補正され、かつ

(c) 原出願が失効せず又は取り下げられず、かつ

(d) 原出願における意匠の何れも、登録又は第57条に基づく公告がされていない場合は、出願人は、1又は2以上の除外意匠に関して、第21条に基づいて意匠出願をすることができる。

(2) 1又は2以上の除外意匠に関する出願は、規則が定める期間内に提出しなければならない。

(3) 疑義を避けるために、1又は2以上の除外意匠に関する出願は、第32条(2)に基づいて原出願から取り下げられた又は登録若しくは公告を拒絶された意匠を含んではならない。

第2節 登録官は意匠出願をどのように扱わなければならないか

第24条 最低出願要件を満たす意匠出願

(1) 意匠出願が第21条(2)に記載された最低出願要件を満たしている場合は、登録官は、次の事項を記載する通知書を出願人に出さなければならない。

(a) 意匠出願が最低出願要件を満たしていること、及び

(b) 当該出願の出願日、及び

(c) 意匠出願に、そこに開示された各意匠の登録又は公告の請求が添付されていない場合—当該請求が第35条に基づいて行うことができること

(2) 意匠出願を意図するものが最低出願要件を満たしていない場合は、登録官は、その旨の通知書を出願人に出さなければならない。

(3) (1)又は(2)に基づく通知書は、規則に従って出さなければならない。

第25条 出願受領の公告

登録官は、規則に定める方法により、最低出願要件を満たす各意匠出願に関連して規則が定める明細を公告しなければならない。

第3節 出願日及び優先日

第26条 出願日

意匠出願は、規則に従って決定される出願日を有する。

第27条 優先日

(1) 最低出願要件を満たす意匠出願において開示された意匠の優先日は、次の日である。

- (a) 当該意匠出願の出願日、又は
 - (b) 当該意匠出願がされる前に、意匠の保護を求める出願が規則に従って条約国においてなされていた場合—規則が定める日、又は
 - (c) 規則が異なる日を優先日として定める場合—規則が定める日
- (2) 2 以上の意匠が意匠出願において開示される場合は、当該意匠は異なる優先日を有することができる。

第3部 意匠出願の補正又は取下

第28条 意匠出願の補正

- (1) 登録官は、出願人が請求した場合は、意匠出願を補正することができる。
- (2) (1)に基づく請求は、規則に定める方法で行わなければならない。
- (3) (1)に拘らず、次のものが原意匠出願、表示又はその他の書類において実質的に開示されていなかった事項を含めることにより、出願の範囲を変更することになる方法で、意匠出願において開示された意匠を限定するものである限り、登録官は、それらを補正してはならない。
 - (a) 意匠出願に含まれる表示、又は
 - (b) 意匠出願に添付されるその他の書類
- (4) 本条において、意匠出願において開示された意匠の表示に関して、「補正(する)」は、1 の表示から別の表示への代替を含む。
- (5) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。

第29条 出願人の間での紛争

- (1) 本条は、意匠出願の進行の可否又はその態様について 2 又は 3 以上の者の間で紛争が生じた場合に適用する。
- (2) それらの者のうち何れかが規則に従って請求したときは、登録官は、次の目的の何れか又は両方について自己が適切と考える決定を行うことができる。
 - (a) 出願において開示された意匠に関連して、それらの者のうち何れが権原者であるかを出願に明記することができるようするため
 - (b) 出願の進行の態様を規制するため
- (3) (1)又は(2)に記載する者は、次の者でなければならない。
 - (a) 出願人、又は
 - (b) 出願において開示された意匠に関連して自己が権原者であると主張する者

第30条 その者の名義で意匠出願の進行を要求することができる者

- (1) 何人も、登録官に対して、意匠出願が自己を次の者として特定することを指示するよう求めることができる。
 - (a) 出願人、又は
 - (b) 出願において開示された意匠に関連する権原者
- (2) 登録官は、当該意匠が登録されたならば、その者が譲渡若しくは契約又は法の作用によ

つて次についての権原を有することとなるか否かを指示することができる。

- (a) 登録意匠又はそれについての権利、又は
- (b) 登録意匠又はそれについての権利における不可分の持分
- (3) 登録官が指示を与える場合は、
 - (a) その者は、出願人又は事情に応じて、意匠に関連する権原者とみなされ、かつ
 - (b) 出願はそれに従って補正されたとみなされる。
- (4) (1)に基づく請求は、規則に従わなければならない。

第 31 条 補正された出願の一定の明細の公告

登録官は、この部に基づいて登録官が補正した意匠出願に関連して、規則が定める明細を公告しなければならない。

第 32 条 意匠及び意匠出願の取下

- (1) 意匠出願をした者は、規則が定める期間内に通知書を提出することにより、出願を取り下げることができる。
- (2) 2 以上の意匠に関して意匠出願をした者は、規則が定める期間内に通知書を提出することにより、これらの意匠のうちの 1 又は 2 以上を出願から取り下げることができる。
- (3) 意匠出願が 2 以上の者によってなされていた場合は、それらの各人が通知書の提出に同意しない限り、その通知書は有効ではない。
- (4) ある意匠が意匠出願から取り下げられた場合は、その意匠を取り下げた者は、第 21 条に基づいてその意匠に関連する別の出願を行わない限り、その後、第 4 章第 2 部に基づくその意匠の登録又は公告を請求することができない。

第 4 部 意匠出願の失効

第 33 条 意匠出願の失効

- (1) 意匠出願は、次の場合に失効する。
 - (a) 出願において開示された各意匠の登録又は公告を求める請求が、規則の定める期間内に、第 4 章第 2 部に従ってなされなかった場合、又は
 - (b) 登録官が、出願に関して第 41 条又は第 57 条に基づく通知を出願人に出しており、かつ出願人が、規則が定める期間内に、登録官が当該出願は第 4 章の該当する要件を満たしていると認める方法で、次の事項を行わなかった場合
 - (i) 出願の補正を請求すること、又は
 - (ii) 第 41 条(c)(ii)又は事情に応じて、第 57 条(3)(c)(ii)に記載される通知に対して書面で応答すること
- (2) 登録官が、第 137 条に基づいて、(1)に記載される事柄が行われるべき期間を延長した場合は、(1)における期間への言及は、延長期間への言及となる。
- (3) (1)(a)の適用上、「出願において開示された各意匠」は、次の意匠を含まない。
 - (a) 第 28 条に基づく補正によって出願から除外された意匠
 - (b) 第 32 条(2)に基づいて出願から取り下げられた意匠
- (4) 登録官は、(1)に基づいて意匠出願が失効したことを記載する通知を公告しなければなら

ない。当該通知は、規則が定める様式でなければならない。

第4章 意匠の登録又は公告

第1部 第4章の簡単な概略

第34条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第2部は、出願人が、意匠出願において開示された意匠の全部又は一部についての登録又は公告を請求することを可能にする。

登録官は、明記された要件が満たされた場合は、第3部又は第4部に基づいて意匠の登録又は公告をしなければならない。

登録官は、一定の意匠の登録を拒絶しなければならない(第43条を参照)。

意匠登録は、最長10年間とする(第3部第3節を参照)。

意匠登録は、権原者に関連する理由に基づいて取り消すことができる(第3部第4節を参照)。

登録意匠及び関連書類は、公衆の閲覧に供される(第5部を参照)。

第2部 登録又は公告の請求

第35条 登録又は公告の請求

(1) 出願人は、意匠出願において開示された1又は2以上の意匠の登録又は公告を請求することができる。

(2) 当該請求は、

(a) 意匠出願に含まれなければならず、又は

(b) 規則が定める期間内に行わなければならない(ただし、第37条及び第38条を参照)。

(3) 請求は、規則が定める要件に従わなければならない。

第36条 登録又は公告の請求－2以上の意匠に関する出願

(1) 2以上の意匠が意匠出願において開示された場合は、第35条に基づく請求は、

(a) これらの1又は2以上の意匠に関してすることができ、かつ

(b) 一部の意匠の登録及びその他の公告についてすることができる。

(2) ただし、意匠出願において開示された意匠の一部に関してのみ出願人が請求を行う場合は、次の規則を適用する。

(a) 出願人は、登録請求が行われなかつた意匠の登録請求をその後行うことはできないが、登録官が、規則に従つて、出願人が当該請求を行うことができると決定した場合は、その限りでない。

(b) 出願人は、請求が行われなかつた意匠の公告請求をその後行うことができる。

第37条 2以上の意匠に関する出願から除外された意匠に関する請求

原出願から除外された意匠に関する意匠出願は、出願において開示された全ての意匠の登録又は公告の請求を含まなければならない。

第38条 登録請求から公告請求への差替

- (1) 出願人が第35条に基づいて意匠登録を請求している場合は、出願人は、登録官に通知書を付与することにより、登録請求を意匠の公告請求に差し替えることができる。
- (2) 当該請求は、規則が定める期間内に行うものとする。
- (3) ただし、出願人は、意匠の公告請求を意匠の登録請求に差し替えることはできない。

第3部 登録

第1節 方式点検

第39条 方式点検－1 の意匠のみに関する出願

- (1) 本条は、次の場合に、意匠出願において開示された意匠に適用する。
 - (a) 当該意匠が、出願において開示された唯一の意匠であり、かつ
 - (b) 出願人が、当該意匠の登録を請求している場合
- (2) 登録官は、次の事項を認める場合は、意匠を登録しなければならない。
 - (a) 意匠出願が、規則に明記する方式点検を満たしていること、及び
 - (b) 当該意匠が、2以上の製品に関連する共通意匠であることを意図している場合－当該意匠が各製品に関連する共通意匠であること、及び
 - (c) 登録官が、第43条(1)に基づいて意匠登録を拒絶するよう求められていないこと

第40条 方式点検－2 以上の意匠に関する出願

- (1) 本条は、次の場合に適用する。
 - (a) 意匠出願において、2以上の意匠が開示され、かつ
 - (b) 出願人が、それらの意匠の1又は2以上の登録を請求した場合
- (2) 登録官は、次の事項を認める場合は、登録請求された意匠を登録しなければならない。
 - (a) 当該意匠が関連する各製品が、ロカルノ協定の同一の類に属すること
 - (b) 登録請求された意匠が、2以上の製品に関連する共通意匠であることを意図している場合－当該意匠が各製品に関連する共通意匠であること
 - (c) 意匠出願が、規則に明記する方式点検を満たしていること
 - (d) 登録官が、第43条(1)に基づいて意匠登録を拒絶するよう求められていないこと

第41条 登録官は不備を訂正する機会を出願人に与えなければならない

登録官は、意匠出願に関連して第39条又は第40条に記載するように認めない場合は、出願人に対して、次の事項を記載する通知書を出さなければならない。

- (a) 登録官が認めていない事項、及び
- (b) 出願人は、登録官に対し第28条に基づいて出願を補正するよう請求できること、及び
- (c) 出願は、第33条(1)(b)の適用上、規則が定める期間の末日に失効するが、ただし当該期間中に、
 - (i) 出願が補正された場合、又は
 - (ii) 出願人が、通知書に対し、出願は補正される必要がないと出願人が考える理由を記載して、書面で応答した場合で、

かつ、補正又は応答の結果として、登録官が第39条又は事情に応じて第40条に記載するように認めたときは、その限りでないこと

第42条 第41条に基づき登録官が通知を出した後に生じること

- (1) 本条は、第41条に基づいて登録官が通知書を出願人に出した場合に適用する。
- (2) 登録官が出願を補正することを出願人が請求する場合は、登録官は、第28条に基づいて、当該請求を検討しなければならない。
- (3) 出願人が第41条(c)(ii)に記載するように通知に対して書面で応答する場合は、登録官は、当該応答を検討しなければならない。
- (4) 請求又は応答を検討した後に、登録官が、意匠出願に関連して第39条又は第40条に記載するように認める場合は、登録官は、これらの条の何れかが適用される出願において開示された意匠又は複数の意匠を登録しなければならない。
- (5) 請求又は応答を検討した後に、登録官が、意匠出願に関連して第39条又は第40条で記載するように認めない場合は、登録官は、次の何れかを行うことができる。
 - (a) 第43条に基づいて、意匠又は複数の意匠の登録を拒絶すること、又は
 - (b) 第41条に基づいて、出願人に対して更なる通知を出すこと

第43条 登録官は一定の意匠の登録を拒絶しなければならない

- (1) 登録官は、次の場合は、意匠登録を拒絶しなければならない。
 - (a) 当該意匠が、本号の適用上、規則が定める意匠であるか、又は意匠の類に属する場合、又は
 - (b) 登録官が、1987年オリンピック標章保護法第18条を理由として、当該意匠を登録してはならない場合、又は
 - (c) 当該意匠が次の製品に関連する場合
 - (i) 1989年回路配置法の意味における集積回路、又は
 - (ii) 当該集積回路の一部、又は
 - (iii) 当該集積回路を製造するために使用されるマスク
 - (d) 当該意匠が、第108条に基づく命令に服する場合
- (2) 第42条に従うことを条件として、登録官は、出願人が意匠出願に関連して第39条又は第40条に記載するように登録官が認める方法で次の事項を行わなかった場合は、自らが第41条に基づく通知を出した意匠出願において開示された意匠の登録を拒絶しなければならない。
 - (a) 出願の補正、又は
 - (b) 出願を補正する必要ないと出願人が認める理由を記載した、通知に対する書面による応答
- (3) 登録官は、(1)又は(2)に基づいて、出願人に書面により拒絶の通知をしなければならない。通知書には、拒絶理由を記載しなければならない。

第44条 登録官は拒絶後に一定の意匠を登録しなければならない

- 第43条(1)(d)に拘らず、次の場合、すなわち、
- (a) 登録官が意匠の登録を、当該意匠が第108条に基づく命令に服することを理由に拒絶し、

かつ

- (b) 当該命令が後に取り消され, かつ
- (c) 当該命令の取消日に, 第 108 条の作用がなければ意匠が登録されていた筈の場合は, 登録官は, 規則が定める期間内に, 意匠を登録しなければならない。

第 2 節 登録手続

第 45 条 登録官は出願人に登録を通知し, 公告しなければならない

- (1) 本条は, 登録官が本法に基づいて意匠登録を求められる場合に適用する。
- (2) 登録官は, 適用可能な限りにおいて, 第 111 条に記載される明細を登録簿に記入しなければならない。
- (3) 登録官は, 登録証を出願人に交付しなければならない。登録証は, 規則が定める様式によらなければならない。
- (4) 登録官は, 意匠が登録されたことを記載する通知を公告しなければならない。通知は, 規則が定める様式によらなければならない。

第 3 節 登録期間

第 46 条 登録期間

- (1) 意匠の登録期間は, 次のとおりである。
 - (a) 意匠が最初に開示された意匠出願の出願日から 5 年間, 又は
 - (b) 意匠登録が第 47 条に基づいて更新された場合—意匠が最初に開示された意匠出願の出願日から 10 年間
- (2) 意匠が原出願(第 23 条を参照)から除外されていた場合は, 意匠が最初に開示された意匠出願は, (1)の適用上, 原出願であるとみなされる。

第 47 条 登録の更新

- (1) 登録意匠の登録所有者は, 意匠登録の更新を申請することができる。
- (2) 申請は, 意匠が最初に開示された意匠出願の出願日後, 所定の期間内に行わなければならない。
- (3) 登録官は, 申請が規則の定める様式による場合は, 意匠登録を更新しなければならない。

第 48 条 登録の停止

- (1) 意匠登録は, 意匠の審査が請求され, かつ, 次の場合は停止する。
 - (a) 第 65 条(3) (b) の適用上の所定の期間内に, 登録官が, 第 67 条(1) (a) 又は第 68 条(1) (a) に記載するように認めない場合, 又は
 - (b) 意匠の登録所有者が, 所定の審査手数料を所定の納付期間の末日までに納付しなかった場合
- (2) 意匠登録はまた, 事情に応じて第 46 条(1) (a) 又は(b)に記載される期間の末日に停止する。
- (3) 次の場合, すなわち,

- (a) 登録意匠が、登録時に、1968年著作権法に基づいて著作権が存在している美術的著作物に関して対応する意匠であった場合、
 - (b) 当該意匠が、第18条を除けば、本法に基づいて登録されることがなかった筈の場合、及び
 - (c) 美術的著作物における1968年著作権法に基づく著作権が、(本項を別として)意匠登録が効力停止となる日前に満了する場合は、
意匠登録は、美術的著作物における著作権の満了と同時に停止し、その後は延長してはならない。
- (4) 意匠登録が(1)に基づいて停止する場合は、登録が停止する時点で意匠に関して効力を有していた如何なる審査証明書も、その時点で取り消されたものとみなされる。

第49条 登録の放棄

- (1) 登録意匠の登録所有者は、意匠登録の放棄を申し出ることができる。
- (2) 2以上の意匠の登録所有者がいる場合は、(1)に基づく申出は、全ての登録所有者によつてなされなければならない。
- (3) (1)に基づく申出は、
 - (a) 如何なるときにも行うことができ、かつ
 - (b) 書面で提出しなければならず、かつ
 - (c) 規則が定める様式で行わなければならない。

第50条 放棄に基づく登録の取消

- (1) 本条は、登録官が第49条(1)に基づく意匠登録の放棄の申出を受領する場合に適用する。
- (2) 登録官は、次の事項を行わなければならない。
 - (a) 規則が定める者に申出について通知すること、及び
 - (b) 当該人に対して、規則が定める方法及び期間内に、意見を述べる機会を与えること
- (3) 登録官は、(2)に記載される事柄を行った後に、申出を受理し、意匠登録を取り消し、かつ、第115条に基づいて登録簿へ記入することができる。
- (4) 当該意匠に関連して裁判所における訴訟が提起され、結審していない場合は、登録官は、次に該当するのでない限り、意匠登録の放棄についての申出を受理してはならない。
 - (a) 裁判所が同意すること、又は
 - (b) 訴訟の全ての当事者が同意すること
- (5) 意匠に関連して強制ライセンスが効力を有している場合は、登録官は、意匠登録の放棄についての申出を受理してはならない。
- (6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。

第4節 権原者に関する理由に基づく取消

第51条 権原者に関する理由に基づく登録の取消

- (1) 何人も、登録官に対して、第52条に基づいて、意匠登録の取消を申請することができる。
- (2) (1)に基づく申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 規則が定める情報を含むこと、及び
- (b) 規則が定める方法によってなされること

第 52 条 申請に関連する手続

- (1) 本条は、ある者が第 51 条に基づいて意匠登録の取消申請を行う場合に適用する。
- (2) 登録官が、次の事項、すなわち、
 - (a) 1 又は 2 以上の者が、意匠が最初に登録された時点で権原者であり、かつ、1 又は 2 以上の意匠の原登録所有者がその時点で権原者でなかったこと、又は
 - (b) 意匠の各原登録所有者が、意匠が最初に登録された時点では権原者であったが、その時点で別の 1 又は 2 以上の者もまた権原者であったこと、を認める場合は、登録官は、意匠が最初に登録された時点で権原者であったと登録官が認める者が本項に基づく権原者である旨を明記した書面による宣言を行うことができる。
- (3) 登録官が(2)に基づいて宣言を行う場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。
 - (a) 関連当事者に対して、意匠登録が取り消された旨を記載した通知を出すこと、及び
 - (b) 第 115 条に基づいて登録簿へ記入すること
- (4) 登録官はまた、意匠登録が取り消されたこと及び当該意匠は一度も登録されなかつたとみなすことを記載する、規則が定める様式による通知を公告しなければならない。
- (5) 登録官は、各原登録所有者に対し聴聞を受ける合理的な機会を与えない限り、本条に基づいて意匠の登録を取り消してはならない。
- (6) 登録官は、当該意匠に関して関連手続が係属している間は、本条に基づいて意匠の登録を取り消してはならない。
- (7) 本条に基づく登録の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。

第 53 条 裁判所の訴訟において権原者と宣言された者による申請

- (1) 本条は、意匠に関する裁判所での手続において、裁判所が、次の何れかを認める場合に適用する。
 - (a) 1 又は 2 以上の者が、意匠が最初に登録された時点で権原者であり、かつ、意匠の原登録所有者の 1 又は 2 以上の者がその時点で権原者ではなかったこと、又は
 - (b) 意匠の各原登録所有者が、意匠が最初に登録された時点で権原者であったが、別の 1 又は 2 以上の者もまたその時点で権原者であったこと
- (2) 裁判所は、当該訴訟において下すことのできる他の命令に加えて、意匠が最初に登録された時点で権原者であったと裁判所が認める者が本項に基づく権原者である旨を宣言することができる。
- (3) 裁判所は、意匠登録が取り消されない限り、(2)に基づいて命令を出すことはできない。

第 54 条 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請

- (1) 本条は、次の場合に適用する。
 - (a) 登録官が、第 50 条に基づいて意匠登録を取り消す場合、及び
 - (b) 登録官が、規則に従って、1 又は 2 以上の者が行う申請に基づいて次の事項を認める場合

- (i) 原登録所有者の 1 又は 2 以上の者は、意匠が最初に登録された時点で権原者ではなく、別の 1 又は 2 以上の者がその時点で権原者であったこと、又は
 - (ii) 意匠の各原登録所有者は、意匠が最初に登録された時点で権原者であったが、別の 1 又は 2 以上の者もその時点で権原者であったこと
- (2) 登録官は、意匠が最初に登録された時点で権原者であったと自己が認める者が本項に基づく権原者である旨を明記した書面による宣言を行うことができる。
- (3) 登録官は、各原登録所有者に対して最初に聴聞を受ける合理的な機会を与えることなしに、(2)に基づく宣言を行ってはならない。
- (4) (2)に基づく宣言をした又は宣言を拒絶した登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。

第 55 条 権原者であると宣言された者によって出願がされた場合における意匠の優先日

第 52 条、第 53 条又は第 54 条に基づいて、意匠に関連して権原者であると宣言された 1 又は 2 以上の者は、第 21 条に基づいて意匠に関する出願をすることができ、その者がそうする場合は、当該意匠は、それが最初に開示された出願において有していたものと同一の優先日を有する。

第 56 条 原登録所有者の意味

この節において、
意匠に関連して「原登録所有者」とは、意匠が最初に登録された時点で登録所有者として登録簿に記入された各人を意味する。

第 4 部 公告

第 57 条 意匠の公告

- (1) 本条は、意匠出願において開示された意匠について、第 35 条、第 36 条、第 37 条又は第 38 条に基づいて当該意匠の公告を出願人が請求した場合に、適用する。
 - (2) 登録官が、意匠出願と共に提出された書類は、規則が定める公告に関する要件を満たすと認める場合は、登録官は、意匠を公告しなければならない。
 - (3) 登録官が(2)に記載されるように認めない場合は、登録官は、出願人に対して、次の事項を記載した通知書を出さなければならない。
 - (a) 登録官が認めていない事項、
 - (b) 出願人は、第 28 条に基づいて意匠出願を補正することができる旨、及び
 - (c) 出願は、第 33 条(1)(b)の適用上、規則が定める期間の末日に失効する旨。ただし、当該期間中に、
 - (i) 出願が補正される場合、又は
 - (ii) 出願人が、通知に対して、出願を補正する必要がないと自ら考える理由を記載して書面で応答する場合で、
- かつ、補正又は応答の結果として、登録官が(2)に記載されるように認めた場合は、その限りでない。

第 58 条 第 57 条に基づく通知を登録官が出した後に生じること

- (1) 本条は、登録官が第 57 条(3)に基づいて出願人に対して通知書を出した場合に適用する。
- (2) 出願人が、登録官に出願の補正を請求した場合は、登録官は、第 28 条に基づいて請求を検討しなければならない。
- (3) 出願人が第 57 条(3)(c)(ii)に記載するように、通知に対して書面で応答した場合は、登録官は、当該応答を検討しなければならない。
- (4) 請求又は応答を検討した後に、登録官が第 57 条(2)に記載するように認める場合は、登録官は、同項に基づいて意匠又は複数の意匠を公告しなければならない。
- (5) 請求又は応答を検討した後に、登録官が第 57 条(2)に記載するように認めない場合は、登録官は、次の何れかを行うことができる。
 - (a) 第 59 条に基づいて、意匠の公告を拒絶すること、又は
 - (b) 第 57 条(3)に基づいて、出願人に対して更なる通知を出すこと

第 59 条 公告の拒絶

- (1) 第 58 条に従うことを条件として、登録官は、次の場合は、意匠の公告を拒絶しなければならない。
 - (a) 当該意匠が意匠出願において開示され、それについて登録官が第 57 条(3)に基づく通知を出しており、かつ
 - (b) 出願人が通知に対して応答しなかった又は、第 57 条(2)に記載するように登録官が認める方法で、出願を補正しなかった場合
- (2) 登録官は、(1)に基づいて、拒絶の旨を出願人に対して書面で通知しなければならない。通知には、拒絶理由を記載しなければならない。

第 5 部 公衆の閲覧が可能な一定の書類

第 60 条 登録意匠のための意匠出願及び公衆の閲覧に供される関連書類

- (1) 意匠が登録又は公告された後、登録官は、次の書類を公衆の閲覧に供さなければならぬ。
 - (a) 意匠が開示された意匠出願
 - (b) 意匠出願に含まれた表示
 - (c) 出願に含まれた意匠に関する新規性及び識別性の陳述書
 - (d) 意匠に関連して提出された書類(その登録又は公告の前後を問わない)
 - (e) 登録官が意匠に關係して出願人又は登録所有者に対して送付した書類(その登録又は公告の前後を問わない)
 - (f) 意匠出願に関連するその他の書類で、意匠局が保有している又は保有することになるもの
 - (g) 規則が定めるその他の書類
- (2) (1)に拘らず、次の書類は、公衆の閲覧に供されるものではない。
 - (a) 法律専門家の特権を理由に、法的手続における提出を免除される書類
 - (b) 書類又は書類における情報の公開を禁ずる裁判所又は審判所の命令に服する書類
 - (c) 第 127 条(1)(c)に基づいて提出を求められる書類。ただし、登録官がその書類又はその

書類における情報を公衆の閲覧に供すべきではないと認める場合。

(d) (a), (b) 又は(c)の何れかが適用される書類から入手した情報を含む書類

(3) (1)に記載される書類が補正された場合は、当該書類は、補正の前後を問わず、公衆の閲覧に供するものとする。

(4) ただし、次の場合、すなわち、

(a) 2以上の意匠が意匠出願において開示され、かつ

(b) 次の何れかの場合、すなわち、

(i) 出願が1又は2以上の意匠を除外するように補正された場合、

(ii) 1又は2以上の意匠が出願から取り下げられた場合、

(iii) 1又は2以上の意匠が登録も公告もされなかった場合は、

除外され又は取り下げられた意匠、登録又は公告されなかった意匠、及びこれらの意匠に専ら関連する、第60条(1)(b)から(g)までに記載される書類又は書類の一部は、(1)に基づいて公衆の閲覧に供することはないものとする。

第61条 一定の書類については公告が認められない

(1) 本法に別段の定めがある場合を除き、第60条(1)(g)の適用上規則が定める書類以外の、第60条(1)に記載した種類の書類は、

(a) 公告又は公衆の閲覧に供されてはならず、また

(b) 登録官、裁判所、又は閲覧若しくは提出を命じる権限を有する者が閲覧又は提出を許可するよう指示した場合を除き、閲覧され、又は登録官に対し若しくは訴訟において提出されるようにしてはならない。

(2) 法的手続きにおいて(1)に記載した種類の書類を提出するよう求める申請の通知は、登録官に出さなければならないものとし、登録官は、当該申請について審理を受ける権原を有する。

(3) (1)は、第60条(1)に記載する種類の書類を、書類に係わる意匠の登録又は公告を求める出願人が利用できるようにすることを妨げるものではない。

第5章 意匠審査

第1部 第5章の簡単な概略

第62条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第5章は、登録官による意匠審査を扱う。

意匠は、登録後に何人かの請求により又は登録官の発意により審査することができる。

意匠を審査するに際し、登録官は、意匠登録の取消理由があるか否かを検討しなければならない。

第2部 審査請求

第63条 意匠審査

(1) 登録官が意匠を審査することを何人かが請求し、又は裁判所が命令した場合は、登録官は、常に登録意匠であり続けてきた意匠を審査しなければならない。

(2) 登録官は、常に登録意匠であり続けてきた意匠を、自己の発意によりいつでも審査することができる。

(3) 意匠に関する関連手続が裁判所に係属している場合は、登録官は、裁判所が登録官に審査するよう命令しない限り、当該意匠の審査を行ってはならない。

(4) 次の場合、すなわち、

(a) 登録官が意匠の審査を開始しており、かつ

(b) 当該意匠に関する関連手続が開始された場合は、

登録官は、裁判所が登録官に当該意匠の審査を継続するよう命令しない限り、意匠の審査(第66条に基づいて補正請求を検討することを含む)を継続してはならない。

(5) 本条の適用上、「常に登録意匠であり続けてきた意匠」という表現は、

(a) 第48条(1)の作用を理由として、その登録が停止した意匠を含まず、また

(b) 意匠に関して第52条、第53条又は第54条に基づいて権原者の宣言がなされない限り、その登録が取り消された意匠を含まない。

第64条 意匠審査請求の要件

(1) 登録官が登録意匠を審査するよう求める何人かによる請求は、規則が定める要件を満たさなければならない。

(2) 当該請求は、意匠の新規性及び識別性に関する資料を含むことができる。

(3) 登録官は、請求が関係する意匠の新規性及び識別性に関連して、本条に基づいて請求に含まれる資料を公衆の閲覧に供さなければならない。

第3部 審査

第65条 登録官が意匠を審査するに際し行わなければならないこと

(1) 登録官は、登録意匠の審査を求める請求を受領し、又は登録意匠を審査することを決定

した場合は、(2)に基づく取消理由が存在するか否かを検討しなければならない。

(2) 次のものが、この部の適用上、意匠登録の取消理由である。

(a) 意匠が登録可能な意匠でないこと

(b) 規則が定めるその他の理由

(3) 審査は、次のとおりに行わなければならない。

(a) 規則が定める手続に従って実施し、かつ

(b) 規則が定める期間内に完了すること

第 66 条 登録の補正

(1) 本条は、登録官が、登録意匠を審査する過程で、意匠登録の取消理由が立証されたと認める場合に適用する。

(2) 登録官は、意匠の登録所有者に対して、その旨の通知書を出さなければならない。

(3) 意匠の登録所有者は、取消理由が除去されるような方法で、登録官が登録簿を補正するよう請求することができる。

(4) (3)に基づく請求は、規則が定める方法で行わなければならない。

(5) 登録官は、規則が定める方法で当該請求を検討し、処理しなければならない。

(6) 補正は、次の内容であつてはならない。

(a) 意匠登録の範囲を増大させるもの、又は

(b) 原意匠出願、表示又はその他の書類において実質的に開示されていない事項を含めることによって登録の範囲を変更させるもの

第 67 条 登録が有効である場合の審査証明書

(1) 本条は、登録意匠に関連して、次の場合に適用する。

(a) 登録官が、意匠を審査した結果、意匠登録の取消理由が立証されなかつたと認め、又は第 66 条に基づいて行われた請求において提案されたように登録簿が補正されたならば、当該理由が除去される筈であると認める場合、及び

(b) 意匠登録が、第 48 条(1)に基づく効力停止になつてない場合

(2) 登録官は、関連当事者に対して、次の事項を記載する通知を出さなければならない。

(a) 意匠が審査されたこと、

(b) 第 66 条に基づいて行われた請求において提案されたように登録簿が補正されたならば、取消理由が除去される筈であると登録官が認める場合—補正提案の明細、及び

(c) 審査証明書が交付される予定であること

(3) 登録官が、関連当事者に対して聴聞を受ける合理的の機会を与えた後も、(1)(a)に記載されるように依然として認めている場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。

(a) 規則が定める様式による審査証明書を、意匠の登録所有者に交付すること、

(b) 当該証明書の交付、及び該当する場合は、第 66 条に基づいて行われる請求における補正提案で、取消理由を除去する筈であると登録官が認めるものを登録簿に記録すること、及び

(c) 規則が定める様式による、次の事項を記載する通知を公告すること

(i) 意匠の審査が終了したこと、及び

(ii) 第 6 章に基づく侵害訴訟を開始できること

(4) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所へ上訴する

ことができる。

第 68 条 審査後の登録取消

- (1) 本条は、次の場合に、登録意匠に関連して適用する。
 - (a) 登録官が、意匠を審査した結果、当該意匠登録の取消理由が立証されたと認め、かつ、第 66 条に基づいて行われる請求において提案されるように登録簿が補正されたとしても、当該理由が除去されないと認める場合、及び
 - (b) 意匠登録が、第 48 条(1)に基づき効力停止になつてない場合
- (2) 登録官は、次の事項を行わなければならない。
 - (a) 関連当事者に対し、意匠登録が取り消されたことを記載する通知を出すこと、及び
 - (b) 第 115 条に基づいて登録簿へ記入すること
- (3) 登録官はまた、意匠登録が取り消されたこと、及び当該意匠は登録されたことがないものとみなすことを記載する、規則が定める様式の通知を公告しなければならない。
- (4) 登録官は、次の場合を除き、本条に基づき意匠登録を取り消すことができない。
 - (a) 登録官が、登録所有者に対して聴聞を受ける合理的な機会を与えていた場合、及び
 - (b) 該当するときは、意匠登録の取消理由を除去する目的で、登録官が登録所有者に対し、関連する登録意匠を補正するための合理的な機会を与えており、かつ、登録所有者がそれを行わなかつた場合
- (5) 登録官は、当該意匠に関する関連手続が係属中の間は、本条に基づいて意匠登録を取り消してはならない。
- (6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。

第 4 部 資料は登録官に提供することができる

第 69 条 一定の資料は登録官に提供することができる

- (1) 何人も、第 2 章第 4 部第 1 節の意味において、登録意匠が新規性又は識別性を有するか否かに関する資料を登録官に提供することができる。その者が、第 63 条(1)に基づいて意匠の審査を請求しなかつたとしても、当該資料は提供することができる。
- (2) 資料は、規則に従つて提出されるものとする。
- (3) ある者が(1)に基づいて登録官に資料を提供した場合は、登録官は、次の事項をしなければならない。
 - (a) 意匠の登録所有者に対して、資料が提供された旨を通知すること、及び
 - (b) 意匠の登録所有者に対して、当該資料の写しを提供すること、及び
 - (c) 規則が定める期間を通じて、当該資料を保管すること
- (4) 本条の如何なる規定も、第 3 部に基づく意匠の審査を登録官に要求するとはみなされない。
- (5) 登録官は、(1)に基づいて登録官に提供された資料の写しを公衆の閲覧に供さなければならぬ。

第6章 侵害

第1部 第6章の簡単な概略

第70条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第6章は、侵害に関するものである。

第2部は、ある者が適切な許可なく、意匠又はそれに実質的に類似する意匠を具現する製品を一定の方法で処分する場合に、その者は登録意匠を侵害する旨を規定する。

第2部はまた、意匠の登録所有者は、侵害訴訟を提起することができる旨を規定する。被告は、登録簿の更正を求める反訴を行うことができる。

差止命令、損害賠償、利益返還を含め、多様な救済措置が利用可能である。

第3部は、侵害訴訟の不当な脅迫を扱う。

第2部 登録意匠の侵害

第71条 意匠の侵害

(1) 何人も、意匠登録期間中に、かつ、意匠の登録所有者のライセンス又は許可を得ることなく、次の事項を行った場合は、登録意匠を侵害する。

(a) それに関連して意匠が登録された製品であって、登録意匠と同一であるか、全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現するものを製造し又は製造の申出をすること、

(b) 当該製品を、販売のため、又は取引若しくは事業目的で使用するために、オーストラリアに輸入すること、

(c) 当該製品を販売し、貸貸し若しくは別途処分し、又は販売、貸貸若しくは別途処分の申出をすること、

(d) 当該製品を、取引若しくは事業目的で何らかの方法で使用すること、又は

(e) 当該製品を、(c)又は(d)に記載する事柄を行う目的で保有すること

(2) (1)に拘らず、何人も次の場合は、登録意匠を侵害しない。

(a) それに関連して意匠が登録された製品であって、登録意匠と同一であるか、全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現するものを輸入すること、及び

(b) 当該製品が、意匠の登録所有者のライセンス又は許可を得て、当該意匠を具現するものであること

(3) 侵害意匠とされるものが登録意匠と全体的な印象において実質的に類似するか否かを決定するに際し、裁判官は、第19条に明記する要因を考慮するものとする。

(4) 侵害訴訟は、侵害とされるものが生じた日から6年以内に開始しなければならない。

第72条 一定の修理は登録意匠を侵害しない

(1) 第71条(1)に拘らず、何人も次の場合は、登録意匠を侵害しない。

(a) その者が、次の製品、すなわち、

(i) それに関連して意匠が登録されている製品、及び

(ii) 当該意匠と同一であるか又は全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現する

製品、

を使用し又は他人に使用を許可する場合、及び

(b) 製品が、複合製品の構成部分である場合、及び

(c) 使用又は許可が、その全体的な外観を全部又は一部回復するような複合製品の修理を目的とする場合

(2) 次の場合、すなわち、

(a) ある者が、次の製品、すなわち、

(i) それに関連して意匠が登録されている製品、及び

(ii) 当該意匠と同一であるか又は全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現する製品、

を使用し又は使用を許可する場合、及び

(b) その者が侵害訴訟において、(1)の作用を理由に、当該使用又は許可は登録意匠を侵害しなかったことを主張する場合は、

意匠の登録所有者は、使用又は許可は(1)(c)に記載される目的のためではなかったことを、その者が知っていた又は合理的に知っていた筈であることを証明する举証責任を負う。

(3) (1)の適用上、

(a) 修理直後の複合製品の全体的な外観が、本来の全体的な外観と著しく異なっていない場合は、修理は、複合製品の全体的な外観の全部を回復するためとみなされる。

(b) 修理は、

(i) 複合製品の本来の全体的な外観、及び

(ii) 修理直後の複合製品の全体的な外観、

との間の著しい差異が、複合製品の一部のみが修理されたという事実にのみ起因する場合は、複合製品の全体的な外観の一部を回復するためとみなされる。

(4) (3)の適用に際して、裁判所は、精通した使用者の基準を適用しなければならない。

(5) 本条において、

複合製品に関連して「修理」とは、次の事項を含む。

(a) 複合製品の腐食し又は損傷した構成部分を、良好な又は健全な状態に回復すること

(b) 複合製品の腐食し又は損傷した構成部分を、良好な又は健全な状態の構成部分に交換すること

(c) 複合製品の腐食し又は損傷した構成部分の回復又は交換時に、付随する品目を必要に応じて交換すること

(d) 複合製品についての保守を実施すること

複合製品の全体的な外観に関連して「精通した使用者の基準」とは、複合製品又は複合製品に類似する製品に精通した者の基準を意味する。

製品に関連して「使用」とは、次の事項を意味する。

(a) 製品を製造し又は製造の申出をすること、又は

(b) 製品を、販売のため、又は取引若しくは事業目的で使用するために、オーストラリアに輸入すること、又は

(c) 製品を販売し、賃貸し若しくは別途処分し、又は販売、賃貸若しくは別途処分の申出をすること、又は

(d) 製品を、取引若しくは事業目的で何らかの方法で使用すること、又は

(e) 製品を、(c)又は(d)に記載する事柄を行う目的で保管すること

第73条 侵害訴訟

(1) 登録意匠の登録所有者は、別の者が登録意匠を侵害したと主張して、その者に対する訴訟を提起することができる。

(2) 侵害訴訟は、所定の裁判所又は当該訴訟に関連して管轄権を有する別の裁判所に提起することができる。

(3) ただし、侵害訴訟は、次の時までは、(1)に基づいて提起することができない。

(a) 意匠が、第5章に基づいて審査され、かつ

(b) 審査証明書が交付されるまで

(4) 第55条の作用の結果として、ある者が第21条に基づいて意匠登録出願をした場合は、その者は、第21条に基づく出願がされた日後に生じる意匠の侵害に関してのみ、侵害訴訟を提起することができる。

第74条 反訴

登録意匠に関する侵害訴訟における被告は、訴訟における反訴の方法で、第93条に基づく意匠登録の取消を申請することができる。

第75条 侵害に対する救済方法

(1) 裁判所が侵害訴訟において認めることができる救済方法を制限することなく、救済方法は、次の場合を含めることができる。

(a) 裁判所が適切と考える条件を付した差止命令、及び

(b) 原告の選択により一損害賠償又は利益返還

(2) 被告が次の事項を裁判所に認めさせたときは、裁判所は、損害賠償の裁定を拒絶し、そうでなければ裁定される筈である損害賠償を減額し、又は利益返還命令の発出を拒絶することができる。

(a) 一次的侵害の場合に、

(i) 被告が、その侵害時に、意匠が登録されていることを知らなかつたこと、及び

(ii) 被告が、その侵害前に、当該意匠が登録済みであるか否かを確認するために合理的なあらゆる措置をとっていたこと、又は

(b) 二次的な侵害の場合—侵害の時点で、意匠が登録されていることを被告が知っておらず、かつ、それを知る合理的な事情がなかつたこと

(3) 裁判所は、侵害の凶悪さ及びその他の全ての関連事項を考慮して、適切と判断する追加の損害賠償を裁定することができる。

(4) 侵害訴訟が関連する登録意匠を具現する製品又は製品の梱包に、意匠登録を示すような表示がされている場合は、意匠が登録済みであることを被告が知っていたことの一応の証拠となる。

(5) 本条において、

「一次的侵害」とは、第71条(1)(a)に記載される種類の侵害を意味する。

「二次的な侵害」とは、第71条(1)(b), (c), (d)又は(e)に記載される種類の侵害をいう。

第 76 条 登録官の参加

裁判所は、登録官に対し、侵害訴訟に参加する許可を与えることができる。

第 3 部 不当な脅迫に対する救済

第 77 条 不当な脅迫に対する救済を求める申請

- (1) ある者が、意匠に関して、別の者(「被告」)によって侵害訴訟又はその他類似の法的手続をもって脅迫されたときは、被害者(「申請人」)は、所定の裁判所又は申請の審理及び決定の管轄権を有する他の裁判所に、次の事項を求める申請をすることができる。
- (a) その脅迫は正当でない旨の宣言、及び
 - (b) 脅迫の継続に対する差止命令、及び
 - (c) 脅迫の結果、申請人が被った損害の回復
- (2) (1)に記載される脅迫は、回状、広告又はその他の方法によることができる。
- (3) 意匠に関して審査証明書が交付されていない場合は、意匠に関する侵害訴訟又は他の類似の訴訟を提起するとの脅迫は、本条の適用上、不当な脅迫である。

第 78 条 裁判所の救済認可権限

裁判所は、被告が次の事項を裁判所に認めさせない限り、第 77 条に基づく申請人が求めた救済を与えることができる。

- (a) 当該意匠が登録され、審査されており、また審査証明書が交付されていること、及び
- (b) 脅迫の対象であった行為が、意匠登録を侵害したか又は侵害する虞があること

第 79 条 反訴

- (1) 第 77 条に基づく意匠に関する訴訟の被告は、反訴の方法により、申請人による意匠に関する侵害に対し、被告が別途に侵害訴訟をした場合に権原を有することになる救済を求める申請をすることができる。
- (2) (1)に基づいて被告が反訴の方法による申請をした場合は、申請人は、第 93 条に基づく別途の申請をすることなく、その意匠登録の取消を申請することができる。
- (3) 侵害訴訟に関する本法の規定は、必要な変更を加えて、(1)に基づく反訴に適用する。
- (4) 意匠登録の取消を求める手続に関する本法の規定は、必要な変更を加えて、(2)に基づく申請に適用する。

第 80 条 登録の単なる通知は脅迫でない

登録意匠の存在を単に通知することは、第 77 条の適用上、侵害訴訟による脅迫を構成しない。

第 81 条 弁護士、登録特許弁護士及び登録商標弁護士

弁護士、登録特許弁護士又は登録商標弁護士は、依頼人の代理としての職業的資格において行った行為に関しては、第 77 条に基づく手続に対する責任を負わない。

第 7 章 裁判所の管轄権及び権限

第 1 部 第 7 章の簡単な概略

第 82 条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第 7 章は、裁判所の管轄権を扱う。

第 2 部に基づいて、連邦裁判所及び連邦巡回控訴裁判所は、本法に基づいて生じる事項に関する連して管轄権を付与される。他の所定の裁判所は、本法がそのように規定する場合に管轄権を有する。

第 3 部は、強制ライセンスを交付し、かつ、一定の状況において意匠登録を取り消すための所定の裁判所の能力を扱う。

第 4 部もまた、他の一定の状況において意匠登録を取り消すための所定の裁判所の能力を扱う。

第 2 部 管轄権

第 83 条 連邦裁判所の管轄権

(1) 連邦裁判所は、本法に基づいて生じた事項についての管轄権を有する。

(2) 登録官の決定に対する上訴を審理し決定する連邦裁判所の管轄権は、

(a) 第 83A 条 2 項に基づく連邦巡回控訴裁判所及び

(b) 憲法第 75 条に基づく連邦最高裁判所

を除く他の全ての裁判所の管轄権を排除する。

(3) 本法に対する違法行為の訴追は、連邦裁判所にしてはならない。

第 83A 条 連邦巡回控訴裁判所の管轄

(1) 連邦巡回控訴裁判所は、本法に基づいて生じた事項についての管轄権を有する。

(2) 登録官の決定に対する上訴を審理し決定する連邦裁判所の管轄権は、

(a) 規則 83A 条 2 項に基づく連邦巡回控訴裁判所及び

(b) 憲法第 75 条に基づく連邦最高裁判所

を除く他の全ての裁判所の管轄権を排除する。

(3) 本法に対する違法行為の訴追は、連邦巡回控訴裁判所にしてはならない。

第 84 条 その他の所定の裁判所の管轄権

(1) 連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所を除く各所定の裁判所は、本法に基づいて生じた事項であって、所定の裁判所で訴訟手続を提起することができるものについて管轄権を有する。

(2) (1)によって領域の最高裁判所に付与される管轄権は、次のとおりである。

(a) 管轄権は、それが次の手続に関連する限り、憲法によって許容される範囲まで与えられる。

(i) 侵害訴訟、又は

(ii) 第 74 条を理由に、意匠登録の取消を求める申請、及び

- (b) それ以外の場合は、管轄権は次の者が提起する訴訟手続に関するものに限って与えられる。
 - (i) 訴訟手続の提起時点において、その領域の居住者である自然人、又は
 - (ii) 訴訟手続の提起時点において、その領域に主たる営業場所を有する法人

第 85 条 管轄権の行使

第 83 条、第 83A 条又は第 84 条に基づく所定の裁判所の管轄権は、単独の裁判官によって行使されるものとする。

第 86 条 手続等の移送

- (1) 本法に基づいて手続が提起された裁判所は、次の場合は、当該法的手続を審理し決定する管轄権を有する別の所定の裁判所に当該手続を移送することができる。
 - (a) 裁判所が適切であると考え、かつ
 - (b) 当該手続の何れかの段階で、何れかの当事者から申請があった場合
- (2) 法的手続が、本条に従って、1 の裁判所から別の裁判所へ移送される場合は、
 - (a) 法的手続に関する全ての記録書類は、(移送を受ける)別の裁判所の書記官又は他の適切な事務官に転送しなければならず、また
 - (b) 移送を受ける別の裁判所は、
 - (i) 当該法的手続が最初から当該裁判所において提起されていたものとして、かつ
 - (ii) 当該法的手続において、移送前の裁判所でとられていた手続と同じ措置が当該裁判所でとられていたものとして、手続を進めなければならない。
- (3) 本条では、連邦裁判所及び連邦巡回控訴裁判所の間での手続の移転に関しては適用されない。

第 87 条 上訴

- (1) 次の判決又は命令に対しては、連邦裁判所に上訴することができる。
 - (a) 本法に基づく管轄権を行使した別の所定の裁判所によるもの、又は
 - (b) 第 73 条又は第 77 条にいう法的手続に係わる他の裁判所によるもの
- (2) 連邦裁判所の許可が得られた場合を除き、登録官の決定から生じた上訴を審理し決定する管轄権を行使した連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所の単独の裁判官による判決又は命令に対しては、連邦裁判所の大法廷に上訴することができない。
- (3) 連邦最高裁判所の特別許可が得られた場合は、(1)にいう判決又は命令に対して、連邦最高裁判所に上訴することができる。
- (4) 本条に定める場合を除き、(1)にいう判決又は命令に対しては、上訴することができない。

第 88 条 上訴の審理における連邦裁判所及び連邦巡回控訴裁判所の権限

登録官の決定又は指示に対する上訴の審理において、連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所は、次の事項の 1 又は 2 以上を行うことができる。

- (a) 口頭による、又は宣誓供述書による又はその他による更なる証拠を認めること
- (b) 証人の尋問及び反対尋問(登録官の前に証拠を提出した証人を含む)を許可すること

- (c) 裁判所が指示するとおり、事実問題を審理するよう命令すること
- (d) 登録官の決定又は指示を確認し、破棄し、又は変更すること
- (e) 全ての状況を考慮して、裁判所が適切と考える判決を下し又は命令をすること
- (f) 一方の当事者に対し、他の当事者へ費用の支払を命じること

第 89 条 登録官は上訴の審理に出頭することができる

登録官は、自己が上訴の当事者でない場合においても、自らの決定又は指示に対する連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所への上訴についての審理に出頭し、審理を受けることができる。

第 3 部 強制ライセンス及び登録の取消

第 90 条 何人も強制ライセンスを求めて裁判所に申請することができる

- (1) 何人も、所定の期間の終了後に、所定の裁判所に対し、意匠に関連する第 10 条(1) (a) から(e) までに記載された事柄を行うライセンスを自己に付与することを登録意匠の登録所有者に要求する命令を求める申請をすることができる。
- (2) (1)に基づく申請は、審査証明書が交付されない限り、行うことができない。
- (3) 申請を審理した後に、裁判所は、次の事項を認めるときは、当該命令を出すことができる。
 - (a) 意匠を具現する製品が、その場合の状況において合理的である範囲まで、オーストラリアにおいて製造されていないこと、及び
 - (b) 意匠の登録所有者が、当該意匠における排他権を行使しなかったことに対する満足な理由を示さなかつたこと、及び
 - (c) 申請人は、合理的な期間にわたり、意匠の登録所有者から、当該意匠に関連する第 10 条(1) (a) から(e) までに記載された事柄を、合理的な諸条件に基づいて行うことの許可を取得すべく努力したが、成功しなかつたこと

第 91 条 強制ライセンスの条件

- (1) 本条は、裁判所が、第90条に基づいてライセンスを付与する命令を出す場合に適用する。
- (2) 命令は、次の事項、すなわち、
 - (a) ライセンスは、ライセンシーに対し、意匠における排他権を与えるものでないこと、及び
 - (b) ライセンスは、そのライセンスの使用に係わる企業又は営業権と共にする場合にのみ、譲渡可能なものとすること、を指示しなければならず、また、ライセンスが命令書に明記する他の条件に基づいて付与されるよう指示することができる。
- (3) 当該命令は、他の如何なる執行方法も害することなく、意匠の登録所有者及び他の全ての必要当事者が作成した、ライセンスを付与する捺印証書の形をとるものとして、作用する。
- (4) 申請人は、意匠の登録所有者に対し、次の金額を支払わなければならない。
 - (a) 申請人と意匠の登録所有者との間で合意された金額、又は
 - (b) (a)が該当しない場合—所定の裁判所がライセンスの経済的価値を考慮して、公正で合理的なものであるとして定めた金額

- (5) 意匠の登録所有者又は所定の裁判所は、次の場合は、ライセンスを取り消すことができる。
- (a) ライセンスの付与を正当化した状況が消滅しており、再発しそうにないと意匠の登録所有者及びライセンシーが合意したか、又は裁判所が当事者の一方がした申請に基づいてそう認めた場合で、かつ
- (b) 取消によって、ライセンシーの正当な権利が不利な影響を受ける虞がない場合

第 92 条 強制ライセンス付与後の登録の取消

- (1) 第90条に基づいてライセンスが付与された場合は、利害関係人は、所定の期間の終了後、所定の裁判所に対し、その意匠登録についての取消命令の発出を求める申請をすることができる。
- (2) 裁判所は、申請を審理した後、次の事情を認めた場合は、取消命令を出すことができる。
- (a) 当該意匠に関する公衆の合理的要求が満たされておらず、かつ
- (b) 意匠の登録所有者が、意匠の排他権を行使しないことについて満足することができる理由を示していないこと

第 4 部 その他の状況での裁判所による登録の取消

第 93 条 その他の状況での登録の取消

- (1) 何人も、所定の裁判所に対し、意匠登録を取り消す命令の申請をすることができる。
- (2) 第5章に基づいて意匠が審査され、審査証明書が交付された後にのみ、(1)に基づく申請を行うことができる。
- (3) 裁判所が意匠登録を取り消すことができる理由は、次のとおりである。
- (a) 意匠が登録可能な意匠ではないこと、又は
- (b) 1又は2以上の原登録所有者が、意匠が最初に登録された時の意匠に関連して権原者でなかつたこと、又は
- (c) 各原登録所有者が、意匠が最初に登録された時の意匠に関連する権原者であったが、その時点で別の者が意匠に関連する権原者であったこと、又は
- (d) 詐欺、虚偽の示唆又は不実表明によって意匠登録が取得されたこと、又は
- (e) 意匠が美術的著作物に対して対応する意匠であり、かつ、美術的著作物における著作権が停止したこと
- (4) 本条において、
意匠に関連して「原登録所有者」とは、意匠が最初に登録された時点で登録所有者として登録簿に記入された各人を意味する。

第 8 章 政府

第 1 部 第 8 章の簡単な概略

第 94 条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第 2 部は、連邦又は州による登録意匠の使用を許可する。

第 3 部は、連邦による登録意匠の取得を許可する。

第 4 部は、そうすることが連邦の抗弁の権利において必要又は便宜である場合に、登録官が意匠出願についての情報の公開を禁ずる又は制限することを可能にする。

第 2 部 政府による使用

第 95 条 用語の意味

(1) この部において、意匠、又はそれに関連して意匠が登録されている製品であって意匠を具現するものの使用についての言及は、第 10 条(1) (a) から (e) までに記載される意匠における排他権の行使についての言及である。

(2) この部において、

「州」は、次を含む。

(a) オーストラリア首都特別地域、北部準州及びノーフォーク島

(b) オーストラリア首都特別地域、北部準州又はノーフォーク島の当局

第 96 条 連邦又は州による意匠の使用

(1) 意匠を開示する意匠出願がされたか又は意匠が登録された後はいつでも、連邦若しくは州、又は連邦若しくは州から書面をもって権限を与えられた者は、連邦又は州の事業のために、その意匠を使用することができる。

(2) (1)に基づく権限は、

(a) 意匠の登録前又は後の何れにおいても与えることができ、また

(b) 出願後であって、当該権限の授与前にされた行為に係わらせること及び遡及して適用させることができ、また

(c) 意匠の使用を、当該意匠に関する権原者又は事情に応じて意匠の登録所有者から、直接又は間接に認められている者にも与えることができる。

(3) 第 105 条に従うことを条件として、この部の適用上、意匠の使用がオーストラリア国内での役務の適切な提供のために必要である場合は、当該意匠は、連邦又は州のために使用されたものとみなされる。

第 97 条 出願人、権原者及び登録所有者は使用を通知される

(1) 第 96 条に基づく意匠の使用後速やかに、連邦又は州は、次の者に対して当該使用を通知しなければならない。

(a) 未登録意匠の場合—意匠登録の各出願人及び当該意匠に関する権原者

(b) 登録意匠の場合—登録所有者

(2) 連邦又は州はまた、そうすることが公衆の利益に反すると思う場合を除き、(1)(a)又は(b)に記載される各々の者に対して、その者が隨時合理的に要求する意匠の使用についての情報を提供しなければならない。

第 98 条 使用条件

- (1) 意匠の使用の条件は、次のとおりである。
- (a) 連邦又は州と、意匠に関する権原者又は事情に応じて意匠の登録所有者との間で、当該使用の前後、使用中を問わず合意される条件、又は
- (b) 合意がない場合は、所定の裁判所が決定する条件
- (2) 所定の裁判所は、使用条件を定めるに際し、当該意匠の利害関係人が当該意匠に関して、連邦又は州から直接又は間接に既に受領している補償を考慮に入れることができる。
- (3) 何人も、意匠に関する審査証明書が交付されない限り、意匠に関する(1)に基づく決定を所定の裁判所に申請することができない。

第 99 条 先の合意は効力を失う

- (1) 本条は、(本条の施行の前後を問わず、されたか又は与えられた)契約又はライセンスであって、連邦又は州以外の者が意匠を使用することができる条件を定めたものに適用する。
- (2) 本条の施行後、当該契約又はライセンスは、第 96 条に基づく当該意匠の使用に関して、効力を有さないが、ただし、当該契約又はライセンスが大臣又は州の司法長官によって承認されている場合は、この限りでない。

第 100 条 侵害

第 96 条に基づく意匠の使用に関する如何なる侵害訴訟も提起することができない。

第 101 条 裁判所による宣言

- (1) 自己の意匠が第 96 条に基づいて使用されたと考える意匠の登録所有者は、所定の裁判所にその旨の宣言を求める申請をすることができる。
- (2) (1)に基づく申請は、審査証明書が交付されない限り、登録所有者が行うことはできない。
- (3) (1)に基づく手続においては、連邦又は該当する州が被告となり、また、連邦又は州は当該手続における反訴の方法で、第 93 条に基づく意匠登録の取消を求めることができる。

第 102 条 裁判所の命令に基づき意匠の使用を停止すること

- (1) 所定の裁判所は、登録所有者からの申請に基づき、連邦又は州によるその登録意匠の使用が、連邦又は州による事業の適切な提供のために必要でない又は必要でなくなった旨を宣言することができる。
- (2) 裁判所は、(1)に基づく宣言をすることができるが、ただし、これは当該裁判所が、その場合の全ての状況を考慮して、当該宣言を行うことが公正かつ合理的であると認めることを条件とする。
- (3) 当該裁判所は更に、連邦又は州に対し、意匠使用の停止を次のように命じることができる。
- (a) 停止は命令書に明示されている日以降とすること、及び

- (b) 命令書に明示されている全ての条件に従うこと
- (4) 裁判所は、(3)に基づく命令を出す際に、連邦又は州の正当な権利が、その命令によって不利な影響を受けないようにしなければならない。
- (5) 何人も、所定の裁判所に対し、意匠に関する審査証明書が交付されない限り、当該意匠に関して(1)に基づく宣言を求めるることはできない。

第 103 条 製品の販売

意匠を具現する製品が第 96 条に基づいて意匠の使用中に販売された場合は、購入者及びその購入者を通じて権利主張する何人も、連邦又は州が意匠の登録所有者であるものとして、その製品を取引する権原を有する。

第 104 条 没収製品

この部の如何なる規定も、連邦若しくは州、又は直接若しくは間接に連邦若しくは州から権原を取得した者が、連邦法若しくは州法に基づいて没収された製品を販売し又は使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第 105 条 連邦による外国への製品供給

- (1) 本条は、次の場合に適用する。
 - (a) 連邦がある外国との間に、意匠登録に関連し、意匠を具現する製品をその国に供給する協定を締結しており、かつ
 - (b) 当該製品がその国の防衛上必要である場合
- (2) 連邦、又は連邦から書面によって授権された者が前記製品を供給するために当該製品を使用することは、この部の適用上、連邦の事業のための連邦による製品の使用であるとみなす。
- (3) 連邦又は前記の授権された者は、次の事項を行うことができる。
 - (a) 前記の協定に基づいて、前記の国に当該製品を販売すること、及び
 - (b) 何人に対しても、当該製品の製造目的に即して必要とされていない製品を販売すること

第 3 部 政府による取得及び政府への譲渡

第 106 条 連邦による意匠の取得

- (1) 総督は、意匠出願において開示された意匠又は登録意匠を、連邦が取得するよう指示することができる。
- (2) 指示が出された場合は、意匠に関する全ての権利は、本条の効力により、連邦に移転し、かつ、帰属する。
- (3) 取得の通知は、所定の方法で公告し、かつ、次の者に対して出さなければならない。
 - (a) 未登録意匠の場合—意匠登録の各出願人及び当該意匠に関連する権利者
 - (b) 登録意匠の場合—登録所有者
- (4) 連邦は、次の者、すなわち、
 - (a) 当該意匠に関連する権原者、又は事情に応じて、当該意匠の登録所有者、及び
 - (b) その意匠についての利害を有する者として登録簿に存在している他の全ての者、

に対して、連邦とそれらの者との間で合意された補償、又は合意が成立しないときに所定の裁判所が決定する補償を支払わなければならない。

(5) 審査証明書が意匠に関して交付されない限り、何人も所定の裁判所に対し、当該意匠に関する(4)に基づく決定を求めることはできない。

第 107 条 連邦への意匠の譲渡

(1) 意匠に関連する権原者又は意匠の登録所有者は、当該意匠及びその意匠について取得された又は取得される予定の排他権についての自己の権利を連邦に譲渡することができる。

(2) 譲渡、並びに譲渡に含まれている全ての約定及び合意は、

(a) 有価約因が与えられない場合であっても有効であり、かつ

(b) 大臣の名義による訴訟又はその他の適切な法的手続によって、執行させることができる。

第 4 部 禁止命令

第 108 条 意匠情報の公表禁止

(1) 登録官は、そのようにすることが連邦の防衛のために必要又は便宜であると登録官に思われるときは、書面による命令をもって、意匠出願の主題に係わる情報を公表することを禁止又は制限することができる。

(2) 登録官が、(1)に基づく命令を出す場合は、大臣からの指示に従うことを条件とする。

(3) ある出願に関して(1)に基づく命令が効力を有している場合は、その出願を本法に基づいて扱うことはできるが、当該出願において開示される意匠を登録又は公告してはならない。

(4) 次の場合、すなわち、

(a) (1)に基づく命令が取り消され、かつ

(b) 命令の取消日において、その意匠が、(3)の作用がなかった場合は、既に登録を受けていた又は公告されていたこととなる場合は、

その意匠は、所定の期間内に登録又は公告されなければならない。

(5) 本法の如何なる規定も、本条に基づく命令を発し、修正し又は取り消すべきか否かについての意見を求めるために、庁又は連邦の当局に意匠に関する情報を開示することを妨げない。

第 109 条 意匠情報の公表

(1) 何人も、次の場合は違反行為をなす。

(a) その者が第 108 条(1)に基づく命令の対象であり、かつ

(b) その者が行為に従事し、かつ

(c) その者の行為が命令に反する場合

最高刑罰：拘禁 2 年

(2) (1)は、その者が登録官の書面による同意を得ている場合は適用しない。

[注：被告は、(2)の事項に関連して挙証責任を負う(刑法典第 13.3 条(3)を参照)。]

(3) 本条において、「行為に従事する」とは、次の事項を意味する。

(a) 行為を行うこと、又は

(b) 行為を行わないこと

第9章 登録簿

第110条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第9章は、意匠の登録簿を扱う。

この章は、登録官が登録簿を保管し、そこに明細を記入するよう要求する。

登録簿は、公衆の閲覧に供されるものとする。

登録簿は、指定された状況において補正することができる。

第111条 登録官は登録簿を保管しなければならない

(1) 登録官は、意匠局に意匠登録簿を保管しなければならない。

(2) 登録意匠に関して、次の明細を登録簿に記入しなければならない。

(a) それに関連して意匠が登録される製品

(b) 意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有する者の名称

(c) 意匠の表示

(d) 意匠に関して審査証明書が交付されたか否か

(e) 規則が定めるその他の明細

(3) (2)に記載される明細の登録に関連して提出された全ての書類は、意匠局において、その就業時間中に何人の閲覧にも供さなければならない。

第112条 登録簿はコンピュータによって調製することができる

(1) 登録簿は、その全部又は一部についてコンピュータを使用して調製することができる。

(2) 登録簿の全部又は一部がコンピュータを使用して調製されている場合は、

(a) 登録簿における記入への本法における言及は、明細の記録であって、コンピュータを使用して調製され、かつ、登録簿又はその一部を構成するものについての言及を含み、また

(b) 登録簿へ登録された又は記入される明細への本法における言及は、コンピュータの使用による、登録簿の一部としての記録の調製についての言及を含み、また

(c) 登録簿の補正、変更又は更正についての本法における言及は、明細の記録の補正、変更又は更正であって、コンピュータを使用して調製され、かつ、登録簿又はその一部を構成するものについての言及を含む。

第113条 登録簿の閲覧

(1) 登録簿は、規則が定める時間に、意匠局において、何人でも閲覧することができるようにならなければならない。

(2) 登録簿がコンピュータを使用して調製されている場合は、公衆に対し、コンピュータの使用により調製された明細を閲覧するために使用することができるコンピュータ端末を利用させることによって、(1)は満たされているとみなす。

第114条 所有权の変更を記録するための登録簿の補正

(1) 意匠についての権利を譲渡する登録意匠の登録所有者又は意匠についての権利の譲受人は、意匠についての権利の譲渡を記録するよう登録官に請求することができる。

- (2) 遺言又は法の作用による承継により登録意匠の所有者となる者は、意匠についての自己の権利を記録するよう登録官に請求することができる。
- (3) (1)に基づいて請求がなされた場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。
- (a) 意匠の他の各登録所有者に対し、当該請求を通知すること、及び
 - (b) 譲渡を記録すること
- ただし、他の登録所有者のうちの何れかが、当該譲渡に同意しないことを、登録官に対し書面で、かつ、規則が定める期間内に、通知する場合を除く。
- (4) (1)又は(2)に基づく請求は、規則に従って行わなければならない。

第 115 条 一定の決定を実施するためになされる登録簿の補正

次の場合、すなわち、

- (a) 登録官が、第 50 条、第 52 条又は第 68 条に基づいて、意匠の登録を取り消す決定をした場合、又は
- (b) 裁判所が、意匠の登録を取り消す命令を出した場合は、
登録官は、意匠の登録が取り消されたこと、及び意匠は一度も登録されなかったものとみなすことを、登録簿に記入しなければならない。

第 116 条 登録証の再交付

登録簿の補正の後、登録官は、次の事項を行わなければならない。

- (a) 新しい登録証を意匠の登録所有者に交付すること、及び
- (b) 規則が定める方法で、登録簿の補正を明記する通知を公告すること、及び
- (c) 該当するときは、意匠を公告すること

第 117 条 信託についての登録簿への記入は認められない

信託についての通知は、明示、黙示、擬制を問わず、登録官が受領してはならず、また、登録簿に記入してはならない。

第 118 条 証拠規定

- (1) 登録簿は、そこに記入された明細についての一応の証拠となる。
- (2) 登録簿の全部又は一部がコンピュータの使用によって調製されている場合は、登録官が登録簿を構成している明細の全部又は一部、又は場合によりその該当部分を書面で提供することによって交付された書類は、訴訟において、それらの明細の一応の証拠として認められる。
- (3) 登録簿の謄本又は抄本であって署名のあるものは、訴訟において、原本と同じものとして認められる。
- (3A) 本条は、PPSA 約定担保権に関して登録簿に記録される明細の何れについても適用しない。

[注：2009 年人的財産担保権法に基づく PPSA 約定担保権に関する登録についての一定の明細は、証拠として認められる。同法第 174 条参照]

- (4) 本条において、

「署名のあるもの」とは、登録官による又はその代理としての署名を意味する。

第 119 条 登録されていない権利の認容性

- (1) それに関する登録簿に記入されていない書類又は証書は、次の場合を除き、意匠についての権原又は意匠についての権利の証拠として、裁判所での証拠においては認められない。
- (a) 第 120 条に基づく申請の場合
 - (b) 当該裁判所が、書類又は証書は認めることができる旨指示した場合
- (2) ただし、(1)は、PPSA 約定担保権に関する書類又は証書の裁判所における証拠としての容認性を制限するものではない。

[注：2009 年人的財産担保権法に基づく PPSA 約定担保権に関する登録についての一定の明細は、証拠として認められる。同法第 174 条参照]

第 120 条 登録簿の更正

- (1) 次の理由、すなわち、
- (a) 登録簿への記入の遺漏、又は
 - (b) 登録簿への誤記入、又は
 - (c) 登録簿の記入における誤り又は瑕疵、又は
 - (d) 登録簿に誤って存在する記入、
- により被害を受けた者は、所定の裁判所に対し、登録簿の更正命令を申請することができる。
- (2) (1)に基づく申請の審理に基づいて、裁判所は次の事項を行うことができる。
- (a) 登録簿の更正に関する決定が必要又は便宜である審理を決定すること、及び
 - (b) 登録簿の更正を適切と認める命令を出すこと
- (3) 登録官は、(1)に基づいてなされた申請について通知されなければならず、また、当該申請に関連する法的手続に出頭し聴聞を受ける権原を有する。
- (4) 裁判所が本条に基づく命令を出す場合は、
- (a) 裁判所は、当該命令書の謄本を登録官に付与しなければならず、また
 - (b) 登録官は、その命令を実施しなければならない。
- (5) 当該意匠に関連して審査証明書が交付されていない限り、何人も(1)に基づいて、所定の裁判所に対し、意匠に関する登録簿の更正を求める申請を行うことはできない。

第 10 章 運営

第 121 条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第 10 章は、運営規定を含む。

意匠登録官及び意匠副登録官の役職は、この章によって設定する。

意匠局もまた設立される。

第 122 条 登録官

(1) 1 の意匠登録官を置く。

(2) 登録官は、本法又は他の法律によって付与される権限及び職務を有する。

第 123 条 副登録官

(1) 少なくとも 1 の意匠副登録官を置く。

(2) 副登録官は、登録官からの指示に従うことを条件として、第 124 条に基づく登録官の委任の権限を除き、本法又は他の法律に基づく登録官の権限及び職務の全てを有する。

(3) 本法又は他の法律に基づく登録官の権限又は職務は、それが副登録官によって行使又は実行されたときは、本法又は他の法律の適用上、登録官によって行使又は実行されたものとみなす。

(4) 副登録官による、本法又は他の法律に基づく登録官の権限又は職務の行使は、登録官による当該権限の行使又は当該職務の実行を妨げるものではない。

(5) 登録官による権限の行使若しくは職務の実行、又は本法若しくは他の法律の規定の作用が、ある事項に関する登録官の意見、所信若しくは精神状態に依存している場合は、

(a) 副登録官は、その権限又は職務を、その事項に関する副登録官の意見、所信又は精神状態に基づいて、行使又は実行することができ、また

(b) その規定は、その事項に関する副登録官の意見、所信又は精神状態に基づいて作用させることができる。

第 124 条 登録官による委任

(1) 登録官は、本法、規則又は他の法律に基づく登録官の権限又は職務の全部又は一部を、所定の職員又は職員の所定の等級の者に、自己が署名する書面による証書をもって委任することができる。

(2) 被委任者は、委任証書によってそのように要求された場合は、登録官又は当該証書において指定された職員の指示又は監督に基づいて、委任された権限又は職務を行使又は実行しなければならない。

第 125 条 意匠局

(1) 意匠局を置く。

(2) 登録官は、適切とみなす場合に、1 以上の意匠局の支局を置くことができる。

(3) 登録官は、何れの支局も廃止することができる。

第 126 条 意匠局の印章

- (1) 意匠局の印章が備えられ、その印章の印影は司法上認められなければならない。
- (2) 意匠局の印章は、電子様式で調製し、使用することができる。

第 127 条 登録官の権限

- (1) 登録官は、本法の適用上、次の事項を行うことができる。
 - (a) 証人を喚問すること、及び
 - (b) 宣誓又は確約に基づく証拠を、書面又は口頭で受領すること、及び
 - (c) 書類又は物品の提出を要求すること、及び
 - (d) 登録官に対する手続の当事者に対し、費用を裁定すること
- (2) 登録官は、(1)(c)に基づいて秘密に提供された書類又は物品の秘密性を保護することができる。

第 128 条 費用の回収

登録官が当事者に対して裁定した費用は、債務として回収することができる。

第 11 章 雜則

第 1 部 第 11 章の簡単な概略

第 129 条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第 11 章は、諸事項を含む。

第 2 部は、手数料を扱う。

第 3 部は、違反行為に関する規定を含む。

第 4 部は、行政不服審判所による再審理可能な決定を定める。

第 4A 部は、意匠局又は支局の非就業日に終了する、行為遂行のために規定された期間の後にその行為遂行を可能にする。

第 5 部は、指定された事柄がなされなければならない期間を延長する権限を登録官に付与する。

第 6 部は、規則作成権限及び諸事項を規定するその他の規定を定める。

第 2 部 手数料

第 130 条 手数料

- (1) 規則によって、本法又は規則の適用上、納付すべき手数料を定めることができる。
- (2) (1)を制限することなく、行為の実行又は書類の提出に関して、行為が行われるか又は書類が提出される時期に応じて、規則によって異なる手数料を定めることができる。
- (3) 所定の手数料は、規則に従って納付する義務がある。
- (4) 規則によって、規則に従って手数料を納付しないことの結果について定めることができる。
- (5) 本法又は規則の適用上、規則は、次の事項を特別に定めることができる。
 - (a) 行為を実行するための手数料が規則に従って納付されない場合は、行為は行われないか、又は行われなかつたとみなされること、又は
 - (b) 書類を提出するための手数料が規則に従って納付されない場合は、書類は提出されないか、又は提出されなかつたとみなされること、又は
 - (c) 出願に関する手数料が規則に従って納付されない場合は、意匠登録出願は失効するか、又は失効したとみなされること。
- (6) (5)は、(4)を制限するものではない。

第 3 部 違法行為

第 131 条 登録簿における虚偽の記入

- (1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。
 - (a) その者が、登録簿に記入し、又は記入させ、かつ
 - (b) その記入が虚偽であることを知っているか、又は虚偽であるか否かについて不注意である場合

最高刑罰：拘禁 12 月

(2) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、証拠として書類を提出し、かつ

(b) 登録簿の記入の謄本又は抄本であると虚偽的に思われる書類であることを知っているか、又は、虚偽であるか否かについて不注意である場合

最高刑罰：拘禁 12 月

第 132 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表明

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、意匠が登録されていると表明し、かつ

(b) 当該表明が虚偽であることを知っているか、又は虚偽であるか否かについて不注意である場合

最高刑罰：60 刑罰単位

(2) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) 自己又は他の者が、登録意匠の登録所有者であると表明し、かつ

(b) 当該意匠が登録されていないことを知っている、又は当該表明が虚偽であるか否かについて不注意である場合

最高刑罰：60 刑罰単位

(3) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が意匠を具現する製品を販売し、かつ

(b) 「オーストラリアにおいて登録済み」、「オーストラリアにおいて登録された意匠」という語句、又は意匠が登録されている旨を明示又は含意しているその他の語句が、製品に対して押印、刻印、若しくは銘記され、又はその他の方法で適用されており、かつ

(c) その者が、当該意匠は登録されていないことを知っているか、又は当該意匠が登録されているか否かについて不注意である場合

最高刑罰：60 刑罰単位

(4) 厳格責任が(3)(b)に適用される。

第 133 条 意匠局に関する虚偽の表示

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、

(i) 自己の事務所又は営業所がある建物に語句を表示し、又はそのように表示されることを許可し、又は

(ii) 自己の事務所又は事業の宣伝に語句を使用し、又は

(iii) 書類上に、自己の事務所又は事業の説明として語句を表示し、又は

(iv) それ以外に、自己の事務所又は事業に関連して語句を用いる場合、及び

(b) 前記語句が、「登録意匠のための事務所」であり、又は自己の事務所又は営業所が意匠局であるか若しくは意匠局と公式に関連を有していると、道理をわきまえた人に信じさせるような他の語句である場合、及び

(c) その者が、自己の事務所又は営業所が、意匠局であるか又は意匠局に関係するか否かについて知っているか、又は不注意である場合

最高刑罰：30 刑罰単位

(2) 厳格責任が(1)(b)に適用される。

第 134 条 登録官の要件に従わないこと

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、次の要件、すなわち、

(i) 出頭のための合理的な経費の申出を受け、登録官の前に証人として出頭すること、又は

(ii) 登録官の質問に答えること、又は

(iii) 書類又は物品を登録官に提出すること、又は

(iv) 登録官に対する手続において、宣誓する又は確約すること、

に服し、かつ

(b) その者が行為に従事し、かつ

(c) その者の行為が要件に反することを知っており、又は反するか否かについて不注意な場合

最高刑罰：30 刑罰単位

(2) (1)は、その者が合法的免責事由を有する場合は適用しない。

[注：(2)に定める事項に関連して、被告は举証責任を負う(刑法典第 13.3 条(3)参照)。]

(3) (1)(a)の要件が、その者を有罪とする又はその者に刑罰を科すことになるかもしれない場合は、その者はその要件から免責される。

[注：(3)に定める事項に関連して、被告は举証責任を負う(刑法典第 13.3 条(3)参照)。]

(4) 本条において、

「行為に従事する」とは、次の事項を意味する。

(a) 行為を行うこと、又は

(b) 行為を行わないこと

第 135 条 公務員は意匠についての取引等をしてはならない

(1) 登録官、副登録官又は職員は、次のものを販売、取得又は取引する場合は、違法行為をなす。

(a) オーストラリアで付与されたか外国で付与されたかを問わない登録意匠、又は

(b) オーストラリアで付与されたか外国で付与されたかを問わない登録意匠についての権利又は登録意匠に基づくライセンス

最高刑罰：60 刑罰単位

(2) 本条に違反して実行されたか又は契約が締結された購入、販売、取得、譲渡又は移転は、無効である。

(3) 本条は、意匠の登録所有者、又は遺言若しくは法の作用による承継による取得には適用しない。

[注：(3)に定める事項に関しては、被告は举証責任を負う(刑法典第 13.3 条(3)参照)。]

第 4 部 登録官の決定の再審理

第 136 条 行政不服審判所による再審理

- (1) 何人も、行政不服審判所に対し、次の登録官の決定についての再審理を求める申請をすることができる。
- (a) 第 24 条(2)に基づいて最低出願要件を満たさない出願を拒絶すること、又は
 - (b) 第 29 条に基づいて決定を行うこと又は行うことを拒絶すること、又は
 - (c) 第 30 条に基づいて意匠出願をその者の名義で進める申請を拒絶すること、又は
 - (d) 第 43 条に基づいて意匠の登録を拒絶すること、又は
 - (e) 第 59 条に基づいて意匠の公告を拒絶すること、又は
 - (f) 第 108 条に基づいて意匠出願の対象となる事項について情報の公表を禁止し又は制限すること、又は
 - (g) 第 137 条に基づいて期間延長の申請を拒絶すること、又は
- (2) (1)に記載した決定がなされ、その決定によって自己の利害に影響を受ける者に対して、その決定について書面による通知を送付するときは、その通知には、当該決定についての再審理を求める申請を、1975 年行政不服審判所法に基づいて行政不服審判所に対してすることができます旨の陳述を記載しなければならない。
- (3) 決定に関連して(2)を遵守しないことは、その決定の効力に影響しない。
- (4) 本条において、
「決定」は、1975 年行政不服審判所法における場合と同じ意味を有する。

第 4A 部 行為遂行のために規定された期間の終了後の行為遂行

第 136A 条 行為遂行のために規定された期間の終了後の意匠局の就業再開時の行為遂行

- (1) ある行為の遂行に関して本法(本条を除く)又は規則に規定する期間の最終日が意匠局又はその支局の非就業日である場合は、その行為は、所定の事情により意匠局又は支局の翌就業日に遂行することができる。
- (2) 本条の適用上、意匠局又はその支局は、次の日は非就業日とみなされる。
- (a) 規則により意匠局又は支局の非就業日であると宣言された日
 - (b) 意匠局又は支局の非就業日であると所定の方法で公告された書面により、所定の者によって宣言された日
- 宣言
- (3) (2) (a) 又は(b)にいう宣言によって、州又は領域の法律により又は基づいて公休日と宣言された日を参照することによってその日を確定することができる。これは日を確定することができる宣言の方法を制限するものではない。
- (4) (2) (b)にいう宣言は、
- (a) 当該日の以前又は後にすることことができ、また
 - (b) 法律上の証書ではない。
- 他の法律との関係
- (5) 本条は、本法の残余の規定にも拘らず、効力を有する。
- (6) 1901 年法律解釈法第 36 条(2)は、本条(1)にいう行為に関しては適用しない。
- 所定の行為に関する除外
- (7) 本条は所定の行為には適用しない。

[注：所定の行為には 1901 年法律解釈法第 36 条(2)が関連する。]

第 5 部 期間延長

第 137 条 期間延長

(1) 次の者による誤り又は遺漏のために、一定の期間内に実行することが必要な関連行為が、その期間内に実行されないか又は実行することが不可能な場合は、登録官は、当該行為のための実行期間を延長しなければならない。

(a) 登録官又は副登録官、又は

(b) 意匠局の職員、又は

(c) 意匠局のために役務を提供する者又は提供予定の者

(2) 登録官は、次の理由のために、一定の期間内に実行することが必要な関連行為が、その期間内に実行されないか又は実行することが不可能な場合は、当該関係人が規則に従つてする申請に基づき、その行為の実行期間を延長することができる。

(a) その者又はその代理人による錯誤又は遺漏、又は

(b) その者の制御の及ばない状況

(3) 関連行為を実行するための期間については、その期間が満了する前又は後の何れにおいても、延長することができる。

(4) 登録官は、規則が定める方法で、3 月を越える期間延長の申請を公告しなければならない。

(5) (6)に従うことを条件として、何人も、期間延長申請の承認について、定めに従つて、異議申立をすることができる。

(6) 登録官が、(2)に基づく申請が、(5)に基づく異議申立がない場合であっても、認可されないものと認めた場合は、

(a) 登録官は、当該申請を(4)に従つて公告する必要がなく、また

(b) 当該申請に対しては異議申立をすることができず、また

(c) 登録官は、当該申請を拒絶しなければならない。

(7) 本条において、

「関連行為」とは、次に関連する行為(所定の行為を除く)を意味する。

(a) 登録意匠、又は

(b) 意匠登録出願又は意匠公告、又は

(c) 本法に基づく手続(裁判所手続を除く)

第 138 条 延長の結果

(1) 次の場合、すなわち、

(a) 関連行為(第 137 条の意味において)を行わなかったことを理由に、意匠出願が失効し、又は意匠登録が効力を停止し、かつ

(b) 当該行為を行うための期間が延長された場合は、

出願又は登録は、当該延長が認められた日に回復されたものとして取り扱われなければならない。

(2) 出願又は登録が(1)に基づいて回復された場合は、登録官は、次の事項を行わなければな

らない。

- (a) 出願又は登録が回復した旨を出願人又は登録所有者に通知すること、及び
- (b) 規則が定める所定の方法で、出願又は登録が回復した旨の通知を公告すること

第 139 条 第三者の保護

- (1) 本条は、関連行為(第 137 条の意味において)を行わなかったことを理由に、意匠登録が効力を停止し、その後第 138 条に基づいて回復した場合に適用する。
- (2) 意匠登録の効力が停止した後で、登録が回復する前に、当該意匠を商業的に使用するため一定の措置をとった者は、次の事項を行うことができる。
 - (a) 登録の回復後に、意匠を継続して使用すること、又は
 - (b) 意匠を使用する権利を別の者に販売すること
- (3) ただし、その者は、別の者に当該意匠を使用するためのライセンスを付与してはならない。
- (4) (2) (b)に基づいて権利を購入する者は、意匠を使用する権利を別の者に販売してはならず、又は当該意匠を使用するためのライセンスを別の者に付与してはならない。
- (5) (2) (a)を理由に意匠を継続して使用する者、又は(4)に記載されるように購入した後に意匠を使用した者は、登録意匠を侵害しない。

第 140 条 侵害訴訟

次の期間になされた侵害に関しては、侵害訴訟を提起することはできない。

- (a) 意匠登録の効力が停止する日から意匠登録が回復する日までの期間、又は
- (b) 意匠出願が失効する日から回復する日までの期間

第 6 部 その他

第 141 条 代理人の権限

代理人は、その他の者を代理して、意匠登録に関する如何なる行為も行うことができる。

第 142 条 登録特許弁護士及び登録商標弁護士の先取特権の権利

規則によって、登録特許弁護士又は登録商標弁護士は、意匠に関する事項における依頼人の書類及び財産について、事務弁護士が依頼人の書類及び財産について有するものと同じ先取特権の権利を有する旨、規定することができる。

第 143 条 登録の取消は裁判所の決定及び取消以前の契約に基づいてなされた事柄に影響を与えない

意匠登録の取消は、取消前になされた裁判所の決定の作用に影響を与えず、又は取消前の契約に基づいてなされた事柄に影響を与えない。

第 144 条 書類の提出

書類は、次の方法で意匠局に提出することができる。

- (a) 持参又は郵送により、意匠局又は意匠局の支局に書類を引き渡す方法

(b) 又はその他所定の方法

第145条 書類の送達

本法がある者に対して送達され、与えられ又は送付される書類について規定しており、かつ、その者が書類の送達先としてオーストラリアにおける宛先を登録官に与えている場合は、当該書類は、その宛先への郵便によりその者に対して送達、付与又は送付することができる。

第146条 出願決定前の出願人の死亡

意匠の登録又は公告を求める出願人が、その出願が決定される前に死亡したときは、その者の法定代理人が、当該出願の手続を行うことができる。

第147条 意匠登録後のある者の死亡

- (1) 本条は、意匠が登録された後の何れかの時点で、登録官が、当該意匠が登録される前に登録所有者が死亡していた(又は、法人の場合は消滅していた)ことを認める場合に適用する。
- (2) 登録官は、登録所有者の名称を、登録所有者として登録簿に記入されるべきであった者の名称に代えることによって、登録簿を補正することができる。
- (3) 本条に基づく登録官による補正是効力を有し、かつ、そのように常に効力を有していたとみなされる。

第148条 登録官による裁量権の行使

登録官は、本法に基づく裁量権を、行使対象である者に聴聞を受ける機会を与えることなく、その者に不利になるように行使してはならない。

第149条 規則

- (1) 総督は、次の事項を規定する諸規則を制定することができる。
 - (a) 規定されることが要求され若しくは許容されている事項、及び
 - (b) 本法を履行し若しくは本法に効力を与えるために規定が必要であるか若しくは便宜である事項、及び
 - (c) 意匠局に関連する業務の運営のために必要であるか若しくは便宜である事項
- (2) (1)を制限することなく、同項は次の諸規則を制定する権限を含む。
 - (a) ある者に対し、本法若しくは規則に基づく申請に関して、又は本法に基づく手続(裁判所手続を除く)に関して、制定法上の宣言(司法手続外誓約)を提出するよう要求すること、及び
 - (b) 未成年又は身体的若しくは精神的障害を理由に、宣言の作成又は行為の実行ができない者の代理として、本法に基づいて、宣言の作成又は行為の実行のために、かつ、それについて規定を制定すること、及び
 - (c) 本法に基づき納付した手数料の全部又は一部における返還についての規定を制定すること、及び
 - (d) 本法に基づき別途納付すべき手数料の全部又は一部における請求権の放棄についての規定を制定すること、及び
 - (e) 誤記又は明白な誤りを訂正するため又はその他の目的で、登録簿への記入の補正のために、かつ、その補正に関する規定を制定すること、及び

- (f) ある者に対し、本法の規定の適用による聴聞を受けることを希望するか否かを所定の期間内に登録官に通知するよう要求する権限を、登録官に付与すること、及び
 - (g) 本法の規定の適用による聴聞を受けることを希望する者に、登録官が指定した日時及び場所に出頭するよう要求する権限を、登録官に付与すること、及び
 - (h) 意匠の共通所有権についての要件を含むがそれに限らず、1又は2以上の意匠が開示される意匠出願の内容を定めること、及び
 - (i) 意匠の登録又は公告を求める出願人に対し、出願が提出及び次についての規則の要件に従うようにするために必要な事柄を行うよう指示する権限を、登録官に付与すること
 - (i) 規則が指定する期間内に指示が守られない場合に出願が失効することについて規定すること、及び
 - (ii) かく失効した出願の回復について定めること、及び
 - (j) 規則に基づいて行った登録官の決定に対する上訴について定めること、及び
 - (k) 手続を開始することができる又はその他の事柄をなすことができる期間を定める規定を含め、本法に基づく手続における所定の裁判所の実務及び手続のために、かつ、それに関連して規定を制定すること、及び当該期間の延長について定めること、及び
 - (l) 1906年意匠法の廃止及び本法の施行を理由に、必要な又は便宜な経過規定又は派生規定を作成すること、及び
 - (m) 本法の明記された目的のために引き続き有効であるように(所定の変更を加えて)、1906年意匠法に基づく規則を制定すること、及び
 - (n) 本法又は規則の適用上、電子装置又は通信の方法によって行われるべき事柄についての規則を制定すること、及び
 - (o) 登録官に対し、登録官が適切と考える意匠に関する書類を準備する、公告する及び販売する権限を付与すること、及び
 - (p) 書類の廃棄のため及びそれに関する規定を作成すること
- (3) 本法による1906年意匠法の廃止にも拘らず、(2)(1)に基づいて作成された規則は、所定の者又は事項に関する又は所定の状況における1906年意匠法の指定した諸規定が引き続き作用するよう規定することができる。

第 12 章 廃止、経過及び留保規定

第 1 部 1906 年意匠法の廃止

第 150 条 廃止

1906 年意匠法は、廃止する。

第 2 部 経過及び留保規定

第 151 条 一定の意匠に対する本法の適用

- (1) 本条は、次の意匠について適用する。
 - (a) 施行日の直前に、旧法に基づいて登録された意匠
 - (b) 第 153 条を理由として旧法が依然として適用された意匠出願の結果として、施行日後に登録された意匠
- (2) 意匠は、
 - (a) 次の場合、すなわち、
 - (i) (1) (a)に記載される意匠の場合—施行日以後、また
 - (ii) (1) (b)に記載される意匠の場合—意匠が登録された日以後、本法に基づいて登録されたものとみなされ、また
 - (b) 第 5 章第 3 部に基づいて、登録官が審査を行ったものとみなされ、かつ、審査証明書は、第 67 条に基づいて交付されたものとみなされる。
- (3) ただし、(2)に拘らず、
 - (a) 旧法は、意匠登録の有効性を決定する目的のため、適用を続けるものとし、また
 - (b) 本法は、意匠登録の有効性を決定する目的のためには、適用しないものとし、また
 - (c) 意匠は、第 5 章に基づいて審査することはできない。

第 152 条 一定の意匠の登録期間

第 151 条に拘らず、

- (a) 同条が適用する意匠登録期間は、旧法が廃止されない場合は、旧法に基づいて効力を停止したこととなる日に効力を停止し、また
- (b) 旧法第 27A 条は、旧法が廃止されていなかったものとして、意匠について引き続き適用する。

第 153 条 施行日前になされた出願

- (1) 旧法は、施行日前に旧法に基づいてなされた出願については、出願に関して変更請求が第 159 条に基づいてなされない限り、旧法が廃止されていなかったものとして引き続き適用する。
- (2) ただし、(1)に記載される出願に関する期間の延長を求める申請は、本法第 137 条に基づいて行われなければならない。
- (3) 旧法に基づく出願を扱った後に、登録官が、出願が関連する意匠を登録するよう要求された場合は、登録官は、意匠登録に関連する本法第 45 条に従わなければならない。

第154条 その他の出願及び手続

- (1) 本法は、旧法に基づいてなされ又は開始されたが、同法に基づいて施行日前に最終的に処理されなかった出願、請求、訴訟又は手続について、当該出願、請求、訴訟又は手続が本法の対応する規定に基づいて行われ又は開始されたものとして、施行日以後に適用する。
- (2) (1)は、次の場合は適用しない。
- (a) 第153条に基づいて旧法を引き続き適用する出願の場合、又は
 - (b) 第155条に基づいて旧法を引き続き適用する手続の場合
- [注：第152条は、旧法第27A条の出願を扱う。]

第155条 係属中の手続

- (1) 出願から生じている旧法に基づく裁判所手続が施行日の直前に係属している場合は、当該事項は、旧法が廃止されていなかったものとして決定される。
- (2) ただし、更正に関して裁判所が出す命令は、本法に基づいて、登録簿に関連させなければならない。

第156条 旧法に基づく侵害

- (1) 本条は、次の意匠に適用する。
- (a) 旧法に基づいて何れかの時点で登録され、かつ、旧法に基づいて登録簿から抹消されていない意匠(当該意匠は、第151条の適用対象である意匠であるか否かを問わない)、及び
 - (b) 第153条を理由として旧法が適用された出願の結果として、施行日後に登録された意匠
- (2) 次の場合、すなわち、
- (a) 次の何れかに該当する場合、
 - (i) ある者が、施行日前に、旧法に基づいて意匠における独占権を侵害する行為に従事する場合
 - (ii) ある者が、施行日後に、旧法が依然として効力を有していれば、旧法に基づいて意匠における独占権を侵害していた行為に従事する場合、かつ
 - (b) 施行日の直前に、侵害に関する訴訟が係属していない場合は、
本法に基づいて、意匠の侵害についての訴訟を提起することができる。
- (3) ただし、(2)に基づく訴訟の場合は、
- (a) 旧法は、その者の行為が意匠における独占権を侵害したか否かを決定する目的のために引き続き適用し、かつ
 - (b) 本法は、その者の行為が意匠における独占権を侵害したか否かを決定する目的のために適用せず、かつ
 - (c) 何人も、旧法の下では権原を有していなかったこととなる何らかの差止め令又はその他の救済に対する権原を有さない。
- (4) (2)は、同項に記載される種類の訴訟を開始することのできる期間に関する法律に従うことを条件とする。

第157条 登録官及び副登録官

施行日の直前に、旧法に基づいて登録官又は副登録官の役職にあった者は、施行日以後も引

き続き、本法に基づく登録官又は(場合により)副登録官の役職にある。

第 158 条 登録簿

旧法の意味における登録簿は、施行日以後、本法の意味においても登録簿であるとみなされる。

第 159 条 経過出願の変更

- (1) 経過出願を行った者は、経過出願を変更出願として扱うことを請求することができる。これは「変更請求」である。
- (2) 変更請求は、次の通りにしなければならない。
 - (a) 所定の期間の末日前に行わなければならず、かつ
 - (b) 書面で提出しなければならず、かつ
 - (c) 規則が定めるあらゆる要件に従って行わなければならぬ。
- (3) 経過出願に関して変更請求がなされる場合は、当該請求がなされる前に出願に関連して旧法に基づいて行われた如何なる事柄も、第 5 章に基づく審査を構成するとはみなされない。
- (4) 経過出願に関して変更請求がなされる場合は、当該出願は、変更請求の日から変更された出願であるとみなされる。

第 160 条 変更された出願の効力

- (1) 変更された出願は、本条に規定する変更を条件として、本法に基づいてなされた出願であるとみなされる。
- (2) 変更された出願の出願日は、本法第 26 条に基づいて、経過出願の出願日であるとみなされる。
- (3) 変更された出願において開示される意匠の優先日は、本法第 27 条に基づいて、経過出願に基づいて有する優先日と同一の日であるとみなされる。
- (4) 変更された出願は、本法第 21 条(2)に記載される最低出願要件を満たすものとみなされる。
- (5) 変更された出願は、変更された出願において開示される各意匠の登録について、本法第 35 条に基づく請求を含むものとみなされる。
- (6) 変更された出願において開示される意匠の登録期間は、本法第 46 条に基づいて、第 159 条(1)に基づく変更請求の日から開始するものとみなされる。
- (7) 変更された出願が関連する経過出願に関して旧法第 22B 条に基づいて請求された補正は、本法第 28 条に基づいて請求された補正であるとみなされる。
- (8) 次の場合、すなわち、
 - (a) 変更された出願において開示される 1 又は 2 以上の意匠を除外するために、本法第 28 条に基づいて変更された出願が補正され、かつ
 - (b) 1 又は 2 以上の除外意匠に関して、出願人が本法第 23 条に基づく意匠出願をする場合は、除外意匠の登録期間は、第 159 条(1)に基づく変更請求の日より開始する。

第 160A 条 旧法第 40A 条(6)に基づく承認

施行日の直前に旧法第 40A 条(6)に基づいて有効であった承認は、本法第 99 条(2)に基づく承

認であるものとして、当該の日以後効力を有する。

第 161 条 定義

この章において、

「施行日」とは、本条が開始する日をいう。

「旧法」とは、1906 年意匠法をいう。

「経過出願」とは、次の意匠登録出願をいう。

(a) 施行日前に旧法に基づいてなされ、かつ

(b) 失効した出願ではなく、かつ

(c) 登録されていた又は登録を拒絶されていた意匠に関連していない出願

終記(省略)